

須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業 質問回答書

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
1	公募設置等指針	1	2.公園の概要 防災設備	防災施設 耐震性貯水槽(200T)とは既設でしょうか？既設の場合、設置位置はどちらでしょうか。	既設です。海浜公園既設物件位置図(4/4)のテニスコート西側にあり、事業区域外となりますが、非常時においても有効に設備が利用できるように計画してください。
2	公募設置等指針	2	3目的	現状の海浜公園の市民利用について、過去3年間の海浜公園への来園者数(月別・日別・平休別・年齢層別など)を把握しているようでしたら教えてください。	調査データはありません。
3	公募設置等指針	2	3目的	「市民ニーズを満たしていない」とのことですが、海浜公園の利用者アンケート等がございましたらご提供ください。	アンケートはありません。
4	公募設置等指針	3	5. 事業区域	本提案対象敷地と国道2号線の間にある歩道は、今後別事業で整備する予定がありますか？	現時点で国道2号線である当該歩道の改修の予定はありません。
5	公募設置等指針	3	5. 事業区域	本事業区域において土地の利用履歴調査は実施済みでしょうか？飼育や動物病院で使用している薬品等により、土壤汚染調査が必要になる可能性はありませんでしょうか？	土地の利用履歴調査は実施しておりません。スマスイ動物病院では提供資料47「須磨海浜水族園 使用薬品等一覧」の化学物質を使用・保管しておりますが、調査の必要の有無については、施主(認定計画提出者)からの土壤汚染対策法第4条に基づく届出を受け、本市環境局が関係法令を所管する部署に土地の履歴を照会し判断します。
6	公募設置等指針	3	6. 事業区域	土壤汚染調査、汚染土の除去工事(必要な場合)は行政側の負担で実施する認識でよろしいでしょうか？	土壤汚染対策法における必要な対策については、土地所有者である本市の費用負担で実施する予定ですが、それ以外の対策については、基本協定書(案)第11条に記載のとおり、合理的な範囲内の対策については、事業者の責任と費用負担において実施していただきます。
7	公募設置等指針	3	事業区域	対象地に土壤汚染対策法の区域指定された土地はありますか。	事業区域内に区域指定された土地はありません。
8	公募設置等指針	3	事業区域	土壤汚染対策法関係で、行政協議はされていますか。	土壤汚染対策法における調査の必要の有無については、施主(認定計画提出者)からの土壤汚染対策法第4条に基づく届出を受け、本市環境局が関係法令を所管する部署に土地の履歴を照会し判断するものであり、事前協議は行っておりません。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
9	公募設置等指針	3	5事業区域	当該供用区域の植栽の配置等のCADデータの提供をお願いします。	CADデータは存在しません。TIFFデータの提供(提供資料60「管理図面一式」内「植栽平面図」、あるいはマイラー図面の貸し出しは可能です。必要な場合は、建設局公園部整備課に随時お申し出ください。(ただし平成2年当時となり、現況と一部異なります。)
10	公募設置等指針	4	(2)事業イメージと費用及び役割分担	事業区域内に無料Wi-Fi等の公園利用活性を目的とした機器類の設置及び月々の通信料は利便増進施設の扱いとなるのでしょうか。	設置許可手続きを実施のうえ、許可使用料は全額免除並びに通信料は指定管理料の予算内での運用となる見込みです。
11	公募設置等指針	4	第1章6(2)事業イメージ	公募対象公園施設の所有に関して、認定計画提出者となっておりますが、事業グループ内に限り、所有権の譲渡を行うことは可能でしょうか。	公園施設設置許可を受けた者(認定計画提出者)以外への所有権の譲渡は認められません。(ただし、認定公募設置等計画に基づいてその譲渡の方法を含めて市が承諾する場合を除く。)
12	公募設置等指針	4	第1章6(2)事業イメージ	公募対象公園施設の所有に関して、認定計画提出者となっておりますが、区分に関して制約はあるのでしょうか。 EX) 建物躯体は、認定計画提出者 内装等は、出店企業の資産	一般的に建物所有とみなされる程度以上の詳細な制約はありません。
13	公募設置等指針	5	(4)⑥特定公園施設の設計・整備、市への譲渡	特定公園施設譲渡契約の文案を開示願います。	5月15日付で公開しました。
14	公募設置等指針	5	④既存施設	工事着工後から…海浜公園駐車場及び海浜公園の管理運営を行う、と記載がございますが、工事着工していない施設については設置予定者が管理運営しなくてもいいのでしょうか？ (例えば、駐車場ですと2021年4月1日より前に駐車場以外の工事着工した場合、設置等予定者は駐車場を管理運営する必要がない等)	駐車場については、2021年4月1日から設置予定者の管理を想定しています。(駐車場は2021年3月31日まで神戸市公園緑化協会が管理しているため、それ以前に着工しても管理運営する必要はありません。)
15	公募設置等指針	6	第1章6(5)事業期間(認定の有効期間)	公募対象公園施設の原状回復について、その範囲・基準等が明確でないので明確にしてください。	更地の状態にしてください。ただし、その後の利用計画により対応を協議します。
16	公募設置等指針	6	(5)事業期間	30年後以降、再契約等による事業継続は全く困難でしょうか？ 条件付きで継続可能でしょうか？	30年間の運営実績の健全性や海浜公園全体の状況等を鑑み、本事業の継続が適当であると認められる場合においては、都市公園法第5条第1項の許可を更新することで、継続することも可能であると考えており、基本協定書(案)第42条第3項に示す通り、この場合においては、協議を申し出てください。但し、公募設置等計画の作成にあたっては、事業期間の30年で事業を終了(原状回復)する前提で作成してください。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
17	公募設置等指針	6	第1章6(5)事業期間	公募対象公園施設の期間満了に伴う原状回復とありますが、原状回復の範囲はどこまででしょうか。	建築物等の施設は撤去し、更地の状態にしてください。ただし、その後の利用計画により対応を協議します。
18	公募設置等指針	6	6.(5)	P-PFI有効期間20年以降は、都市公園法第5条第1項による公園施設設置許可による10年更新であれば、P-PFI制度の更新ではないため、P-PFI制度の特例制度が適用されないと考えられます。当初P-PFI制度による建蔽率の特例を適用して施設を設置していた場合、その継続処置はどのようなのでしょうか。	議会の承認を得て条例変更することにより、P-PFI制度終了後も継続が可能と考えています。(本市との協議、議会の承認等手続きが必要です。)
19	公募設置等指針	6	6(5)事業期間(認定の有効期間)	「～、P-PFIにおける公募設置等計画の認定の有効期間は、工事着手(公園施設設置許可日)から20年までとし、その後については、認定の有効期間終了前に改めて『許可要件』を満たしていることを確認し、さらに10年間、都市公園法第5条第1項による許可による公園施設設置許可の更新を行うものとする。」とありますが、ここで述べられている『許可要件』とは具体的にどのようなものかご教示ください。	神戸市都市公園条例に定められる設置許可基準となります。基本となる許可基準は提供資料55「設置許可基準」のとおりです。
20	公募設置等指針	6	6(5)事業期間	P-PFIにおける公募設置等計画の認定の有効期間20年間終了後、さらに10年間の設置許可の更新がされるとのことですが、その「許可要件」を教えてください。	Park-PFIによる特例(建ぺい率・許可期間・利便増進施設の設置)以外は当初の設置許可条件と同等です。(その設置許可に係る基準は提供資料55「設置許可基準」のとおりです。)都市公園法その他遵守すべき法律において適法であり、それまでの20年間の管理実績が良好であることなどの視点で審査します。
21	公募設置等指針	6	6(5)事業期間	P-PFIの20年間終了後について、P-PFIの建ぺい率緩和等の特例措置は継続されるとの認識でよろしいでしょうか？	P-PFIの建ぺい率緩和の特例措置は適用外となりますが、議会の議決を得て条例改正することにより、適法に存続できるものと考えています。
22	公募設置等指針	7	2.(1)水族館【求める水族館】	「海外からもより多くの集客を生み出す神戸観光の核となる水族館」について、目指すべき具体的指標が示されておきませんので、定量的な指標をお示しください。(例:インバウンド比率、集客目標等)	水族館のインバウンド比率についての統計データはありません。なお、公募設置等指針本文は「国内だけでなく海外からも、」とあり、これはインバウンド集客に限定するものではなく、インバウンドを含む多くの集客を求めるという内容のものです。集客目標等につきましては、現在の入園者数等を踏まえて、ご提案ください。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
23	公募設置等指針	8	整備に係る各機能の本市の考え方	阪神大震災時に果たした役割とは具体的にどのような役割ですか。	阪神大震災の際は現在の多目的広場、駐車場、テニスコート(事業区域外)が瓦礫の一時集積場所となりました。園地部分にも被災者が一時的に避難する状況もありました。
24	公募設置等指針	8	2(5)にぎわい施設	にぎわい施設の店舗面積が1,000㎡以下の場合、大店立地法の規制はかからないという理解で宜しいでしょうか。	一の建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超える場合は大規模小売店舗立地法の対象となります。 但し、「別々の建物であっても、通路によって接続され機能が一体となっている場合には、一の建物とする」とされており、その判断は「管理権の所在、利用者の内訳、建設目的等を総合的に判断して」決めることとされていることから、にぎわい施設の店舗面積が1,000㎡以下であっても、にぎわい施設とその他の公募対象公園施設とが一の建物とみなされた場合には、その店舗面積の合計によって大規模小売店舗立地法の対象となることがあります。 参考URL(経済産業省HP) 【 https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibokouritenporittiho.html 】 また、同様に大規模集客施設の床面積の合計が1,000㎡を超える場合は「神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例」の対象となります
25	公募設置等指針	9	第三章 事業の実施方針<基本姿勢>	施工手順の検討にあたっては、従業員の雇用などを考慮した計画とありますが、「従業員の雇用」とは具体的にどのようなことを指すのでしょうか？	現施設(須磨海浜水族園、国民宿舎須磨荘)の管理運営において、業務量と従業員数のバランスに極端な過不足を生じさせないための雇用のあり方や工夫を指します。
26	公募設置等指針	9	①整備にあたっての基本的事項<基本事項>	建ぺい率の規定について、『公募設置等指針』(P.9)では現行の基準を超える提案も可としている。具体的には『須磨海浜水族園・海浜公園の再整備に係る基本的な考え方』(P.3)の中にある「通常2%に加え、特例(教養施設等):10%、特例(屋外開放):10%」を内訳とした最大で22%までの提案を可とする、という理解でよろしいでしょうか。	現行の基準の範囲内の上限が22%となります。(仮設公園施設については+2%)より質の高い提案を実現するため、この現行の基準を超える提案も可能です。その場合は議会の議決が必要です。
27	公募設置等指針	9	①整備にあたっての基本的事項<基本事項>	「一般の公園利用者が利用可能な面積は現状と同等程度」「建蔽率の上限は～ただし、より質の高い提案を実現するために、現行の基準を超える提案も可とする」とあります。これは、質の高い提案をするために一般の公園利用者の利用面積が減少する場合でも、評価には影響しないと考えてもよろしいでしょうか？	質の高い提案であれば、結果的に面積が減少したことのみに着目して評価することにはなりません。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
28	公募設置等指針	9	1. 基本的事項 (1)整備・運営に関する取扱	建ぺい率について、都市公園法施行令第6条第4項で定められる高い開放性を有する建築物の要件を確認させていただきたくお願いします。	高い開放性を有する建築物については、屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場、壁を有しない休憩所及び屋根付野外劇場であると考えています。それ以外のものについては具体的は計画に基づいて協議により判断します。
29	公募設置等指針	9	1. 基本的事項 (1)整備・運営に関する取扱	都市公園法上の建ぺい率について 都市公園法施行令第6条第1項第3号で定められる高い開放性を有する建築物の要件は、屋上をプール水槽として利用し下部配管ピットの部分及び客席スタンド跳ね出し(下部に室がない)部分と考えてよいでしょうか？	高い開放性を有する建築物については、屋根付き広場、壁を有しない雨天用運動場、壁を有しない休憩所及び屋根付野外劇場であると考えています。それ以外のものについては具体的は計画に基づいて協議により判断します。
30	公募設置等指針	9	1.(1)①<基本事項> 第1項	現状の「一般の公園利用者が利用可能な面積」は、どの範囲で、どれくらいの面積でしょうか。	有料ゾーン(水族園、宿泊施設)を除いた、誰でも利用できる範囲すべてを指しますが、提案される計画によって増減があることは想定しています。趣旨としては、散策、ラジオ体操、遊具利用などが不便を感じることはないよう、より使いやすくなったと感じてもらえる計画を期待しています。(現状は、園地約5ha、駐車場約2.3ha)
31	公募設置等指針	9	1(1)①<基本事項>	箇条書き3つ目「建ぺい率(建築面積)の上限について～より質の高い提案を実現するために、現行の基準(※)を超える提案も可とする。この場合、『議会で議決されることを条件とする。』～」とありますが、議会で否決された場合の議会否決リスク(認定計画提出者に発生する損害の負担等)は貴市のご負担という理解でよろしいでしょうか。	議会否決リスクは「本市の責に帰すことのできない事由」として整理しており、議会否決リスクについて本市による負担はできません。
32	公募設置等指針	9	1(1)①<その他>	建ぺい率の上限について議会で議決されることを条件に「現行の基準を超える提案も可とする」とのことですが、議会で議決されなかった場合はどのような取り扱いとなるかご教示ください。	事業計画を変更し、現行の基準内で事業を実施することの可能性について協議していくものと考えています
33	公募設置等指針	10	第3章1(1)① <景観・デザイン>	「照明計画は周辺環境に配慮するとともに、夜間景観を意識したものとする」とありますが、特定公園施設区域では、「神戸市公園施設設計設置規準p108」の性能を遵守することが条件でしょうか。	「神戸市公園施設設計設置基準」の記述については、原則遵守です。ただし、松林内の夜間照明のあり方など、詳細については協議可能と考えています。また、「神戸市夜間景観基本計画」p.17、p.29に記述する「公園緑地夜間景観」の計画も併せてご参照ください。 「神戸市夜間景観基本計画」 URL 【 http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/urban/night/K.PDF 】

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
34	公募設置等指針	10	<景観・デザイン>景観政策課と十分な協議を行うこと 他多数	必要に応じ、建設局・都市局・建築住宅局・港湾局・環境局・交通局・警察等の各部署と具体的な事前協議を行っても良いでしょうか？	各基準の解釈等について一般的な事項に関してお問い合わせいただくことは可能ですが、本事業又は事業対象地に関して、個別具体的な判断は事業者及び事業内容の決定後でなければ詳細な判断はいたしかねます。 なお、追加資料として、交番所設置基準を公開いたします。(提供資料53「交番所 交番の仕様等について」)
35	公募設置等指針	11	第3章1(1)①整備にあたっての基本的事項	工事期間中は事業区域内に指定管理業務として行う利用案内業務等の窓口を設けない方針でも、評価上減点されないでしょうか？	指定管理業務開始前において、利用案内業務についての窓口は不要ですが、工事、維持管理業務についての連絡対応については必要とお考えください。
36	公募設置等指針	11	1.(1)①<その他>第5項	「区域外の道路や海岸との接続も含めてユニバーサルデザインに配慮した計画とすること」とありますが、動線等を接続するために事業区域に接する海岸側施設の改修を想定した計画提案は可能でしょうか。	海岸部との動線接続に関する計画提案は可能です。ただし、公募設置等予定者選定後、所管する港湾局との協議及び了解が必要となります。 なお、公園南側の海岸部においては利便施設建設及び東広場再整備を計画しております。提供資料51「須磨海岸東側 利便施設整備概要」をご参照ください。
37	公募設置等指針	11	1(1)①<その他>	事業区域内に指定管理業務として行う利用案内業務帳の窓口を設けることとありますが、当該窓口を設置する建物もしくは室の面積について設置許可使用料は発生しますか？	公募公園施設の受付等と兼ねずに、特定公園施設の区域に設置する場合は、設置許可使用料は発生しません。
38	公募設置等指針	11	1(1)②管理運営にあたっての基本事項	現状の公園管理(警備・清掃・植栽管理等)の人員体制をご教示ください	園地管理として4人です。別途土日は日中1名の警備員を配置し、禁止行為の巡回を行っています。(海水浴シーズンの日中は全日2名体制、また土日祝前日の夜間(終夜)1名体制)
39	公募設置等指針	12	(1)整備・運営に関する取扱い③工事にあたっての基本事項	管理作業に係る費用は¥530/㎡を上限とありますが、工事期間中の公園の年間管理費という理解でよろしいでしょうか？	ご質問の通りです。
40	公募設置等指針	12	(1)整備・運営に関する取扱い③工事にあたっての基本事項	管理費総額算出の為、現状の公園区域の範囲及び総面積を教えてくださいいただけますでしょうか？	事業区域内の公園面積は10haです。そのうち、水族館、シーパル須磨の管理区域が約3ha、駐車場が約2ha、残り約5haが園地部分となります。
41	公募設置等指針	12	(1)整備・運営に関する取扱い③工事にあたっての基本事項	管理作業に係る費用は¥530/㎡を上限とありますが、工事区域以外の公園区域面積を対象にした単価という考えでよろしいでしょうか？	その通りです。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
42	公募設置等指針	12	第3章1(2)既存物件(占有物件)の取扱	添付資料①に示す、A. 地蔵尊の取扱を教えてください	古くから公園内に設置されていたものと思われます。所有者不明のため、撤去は困難です。張り紙等による周知を行ったうえで、近傍への移設は可能と考えています。
43	公募設置等指針	12	第3章1(2)既存物件(占有物件)の取扱	添付資料①に示す、B. 車道下倉庫の取扱を教えてください	現在、海の家部材倉庫として利用されていますが、相手方に当該門扉及び資材の撤去させる予定です。
44	公募設置等指針	12	第3章1(2)既存物件(占有物件)の取扱	ガス管移設が予定されているとのことですが、予定時期はいつごろでしょうか。	事業者決定後、認定計画に基づく工事スケジュールと調整しながら決定します。
45	公募設置等指針	12	(2)既存物件(占有物件)の取扱	「雨水幹線・污水管の上部等には原則、その維持管理に～」とありますが、維持管理はどのような作業を想定されていますでしょうか。	10t揚泥車及び高圧洗浄車による管渠内清掃作業、矢板打設を伴う管渠改築工事に必要な空間を想定しています。
46	公募設置等指針	12	(2)既存物件(占有物件)の取扱	事業区域内の南北に通る公共下水管の維持管理に必要な空間(本管を中心として左右何m、上部に何m必要か)をご教示ください。	10t揚泥車及び高圧洗浄車による管渠内清掃作業、矢板打設を伴う管渠改築工事に必要な空間を想定しています。
47	公募設置等指針	12	1(1)①<その他>③	「上記の費用とは別に光熱水費は市が支払う」とありますが、工事にかかる光熱水費ですか、それとも管理作業にかかる光熱水費ですか、両方ですか。	管理作業に係る光熱水費です。
48	公募設置等指針	12	1(1)③工事にあたっての基本事項	箇条書き6つ目「～、本市から認定公募設置等計画に定められた者に対して、～、『別途契約の締結を予定している。』」とありますが、箇条書き7つ目に定められている管理作業に係る費用の上限を超えない限りは、認定公募設置等計画に定められた者に対して、随意契約を締結するという意味でよろしいでしょうか。また、この場合、当該随意契約に係る費用は公募設置等計画の提出時には考慮せず(予め見積もらず)、かつ評価の対象外という理解でよろしいでしょうか。	その通りです。
49	公募設置等指針	12	1(1)③工事にあたっての基本事項	箇条書き7つ目「管理作業に係る費用は¥530-/㎡(消費税及び地方消費税を含む)を上限とし、～」とありますが、ここで定められている費用は月額という理解でよろしいでしょうか。	年額です。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
50	公募設置等指針	12	1(2)③工事にあたっての基本事項	光熱水費は本市が支払うとありますが、どちらの施設の光熱水費でしょうか。	全事業区域の内、須磨水族園及び国民宿舎須磨荘の管理区域を除く一般園地部分です。(このうち、工事区域は除外されます。)
51	公募設置等指針	15	2(3)②ア 整備に関する事項	「白砂青松の景観といった地域の特色を最大限活かす」とありますが、施設近傍で現存していない場合は、新植による景観再生と考えてよろしいでしょうか？	海岸や松林など周辺環境と違和感を生じない空間の創出を意図しています。松等の新植による景観再生も一つの手段であると考えます。
52	公募設置等指針	15	第3章2.(3)②ア 第8項	「特に上下移動を必要とする箇所においては、エレベーターを設けるよう努めること」とありますが、国道2号の陸橋(2箇所)において、エレベーター設置予定はありますでしょうか。	改修の計画はありません。
53	公募設置等指針	15	2(3)②ア整備に関する事項	箇条書き1つ目「整備にあたっては、～水族館が『供用されていない期間は12ヶ月以内』とすること。」とありますが、水族館を部分的かつ段階的に増改築(ローリング)する場合、既存部分若しくは増改築部分の一部が供用されていれば、ここで定める『供用されていない期間』には含まれないという理解でよろしいでしょうか。(水族館の全機能が停止し、供用されていない期間がある場合に、当該期間は12ヶ月以内としなければならないという理解でよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
54	公募設置等指針	16	イ 既存施設の管理運営に関する事項	利用者数の減少に伴う減収により収支悪化が予想されることから総額900,000千円を上限に本市が指定管理料として負担する、とありますが、この金額の根拠をお示し下さい。	施設の一部除却に伴う入園者数の減少や施設維持管理費の減少を過去の収支に当てはめ、想定される支出超過分を積算したものです。
55	公募設置等指針	16	イ、一部解体・利用可能区域減少	一部解体・利用可能区域減少の期間中、営業区域(客を入れる)、畜養のみ区域(客は入れない)の区分は提案によるものとし、神戸市指定の営業条件等はないと考えてよいでしょうか？	ご理解の通りです。 (参考:No.64、69)
56	公募設置等指針	16	②水族館の方針	飼育水の排水について、排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領第3条(2)に該当する場合には免除下水として取扱が認められると考えてよろしいでしょうか。	「排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領」第5条に基づく申請を行い、第7条に基づく免除通知がされた場合のみ免除されます。
57	公募設置等指針	16	イ、最下段3行の除却について	解体工事について、新築建物と干渉しない既存地下躯体並びに既存山留め壁は残置可能でしょうか。	撤去する構造物の内容や、その後の利用計画によっては完全撤去又は一定の対応が必要ですが、原則として、地表より1.5m以上の深さにある物件の残置については協議可能です。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
58	公募設置等指針	16	第3章2(3)②イ.既存施設の管理運営に関する事項	解体工事の設計・施工それぞれに神戸市が発注とありますが、設計・施工同じ企業(ゼネコン)でよろしいでしょうか。	解体工事においては、施工者が設計・施工を一連の業務として行う場合も想定されるため、そのような場合はご理解の通りです。
59	公募設置等指針	16	第3章2(3)②イ.既存施設の管理運営に関する事項	解体の設計という業務は何を想定していますでしょうか。	解体費用の算定に必要な内訳根拠となる仕様書及び図面の作成を想定しています。
60	公募設置等指針	16	イ 既存施設の管理運営に関する事項	指定管理の引継ぎは2020年4月1日ということですが、具体的な引継ぎはいつ頃開始を想定されておりますでしょうか？	実務的な引継ぎ調整については、基本協定締結後に実施することが可能ですが、指定管理者としての指定は議会(令和元年12月又は令和2年2月を予定)の議決を得る必要があるため、法的な手続き等はこれ以後となります。
61	公募設置等指針	16	イ 既存施設の管理運営に関する事項	指定管理の引継ぎは2020年4月1日ということですが、引継ぎが間に合わない等の理由がある場合、指定管理の引継ぎ時期延期の協議の余地はありますか。	現指定管理者の指定期間の延長はありません。令和2年4月1日からの指定管理業務開始が必須となります。
62	公募設置等指針	16	イ 既存施設の管理運営に関する事項	須磨水族園の指定管理業務実施要領ならびに運営にかかる各種仕様書の内容について、協議の余地はありますか。	指定管理業務実施要領及び各種仕様書については本公募の条件の1つであり、設置等予定者決定後の変更は原則として認められません。ただし、現施設の解体等の施工計画等を踏まえ、指定管理業務実施要領及び各種仕様書と施設状況との間に齟齬が生じた場合については、その都度協議することが想定されます。
63	公募設置等指針	16	イ 既存施設の管理運営に関する事項	現指定管理者から指定管理業務を引き継ぐ際、システム関連(PC・ソフトウェア・オンラインシステム等)の引継ぎはどのように想定されていますでしょうか。	PC基本ソフト(OS,オフィスソフト)についてはPC本体に付随するものであり、引継ぎ機材として扱われます。オンラインシステム及びADOBE社ソフト(イラストレーター他)については、引継ぎ対象とはなりません。(参考:No.300)
64	公募設置等指針	16	イ 既存施設の管理運営に関する事項	2020年4月1日の指定管理引継ぎ後の既存施設の運営範囲に規制はありますか。(例えば、2020年4月1日から本館営業のみにするなどし、解体・着工への準備を始めることはできますか。)	指定管理業務引継ぎ後の運営範囲の制限はございません。ただし、利用者数減少を最小限に留めるための魅力維持の取組みや施工上の工夫などについては水族館の項目において評価対象とします。(参考:No.55、69)

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
65	公募設置等指針	16	イ 既存施設の管理運営に関する事項	900百万円の市としての負担に関して合理的な理由がなければ負担してもらえないものと規定していますが、合理的な理由を具体的に提示願います。また、負担いただけない場合とはどのような場合を想定されていますか？ (例:通常の運営方法にて運営したが集客が困難となり最終赤字となった場合は合理的理由等)	明らかに事業性を無視した運営や正当な理由なく当初計画と異なる運営を行っている場合のほか、利用者数減少を最小限に留めるための魅力維持の取組みを怠るなど、指定管理者として不適切な管理運営が確認された場合に、合理的でないと判断することが想定されます。
66	公募設置等指針	16	2(3)②イ既存施設の管理運営に関する事項	「須磨海浜水族園の除去にかかる費用はは市が負担する」とありますが、(SMW基礎)の撤去費用も含まれると考えてよいですか	市で負担します。 ただし、その撤去範囲については協議となります。(No.138参照)
67	公募設置等指針	16	2(3)②イ既存施設の管理運営に関する事項	施設の除去金額はどのように決めるのですか	公募設置等予定者決定後、事業計画を進めていくなかで金額の内訳根拠となる仕様書及び図面をご提出いただき、本市において金額の妥当性を査定した上で確定します。 なお、特定公園施設又は公募対象公園施設の整備に必要な安全管理費については市が負担する除却費用には含まれません。
68	公募設置等指針	16	2(3)②イ 既存施設の管理運営に関する事項	管理運営にあたって、現指定管理者から引継ぎ可能な管理用資機材の内容と修繕の必要性についてお教えてください。	現在、指定管理者による管理運営にかかる備品(提供資料44「須磨海浜水族園 備品一覧」参照)については市の所有物であり、令和2年からの水族園の指定管理業務においても使用していただけます。修繕については、管理運営に必要と指定管理者が判断した場合に実施していただいております。
69	公募設置等指針	16	2(3)②イ既存施設の管理運営に関する事項	箇条書き4つ目「～、水族等の～解体開始から公の施設～の供用終了までの間の指定管理業務については、利用者数の減少に伴う減収により収支悪化が予想されることから、総額 ¥900,000,000－(消費税及び地方消費税込み)を上限に本市が指定管理料として負担するものとし、提案にあたっては、～『必要となる指定管理料の額とその根拠を示すこと。』』とありますが、44頁記載の評価基準からも、提案する当該指定管理料の額については評価の対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、現施設の供用終了までの間の利用者数減少を最小限に留めるための魅力維持の取組みや施工上の工夫などについては水族館の項目において評価対象となります。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
70	公募設置等指針	16	2(3)②イ既存施設の管理運営に関する事項	箇条書き2つ目「2020年4月1日以降、認定公募設置等計画に定められた公の施設としての供用終了(閉鎖)日までの間の管理運営は、認定公募設置等計画に基づき新宿泊施設の運営を行う事業者を、議会の議決を経て指定管理者とする予定～」とありますが、当該公の施設の指定管理料の上限をご教示ください。	須磨海浜水族園については、現在指定管理料をお支払いしておらず、利用料金収入において運営されております。本公募においても指定管理条件は変更していませんが、公募設置等指針p.16イに示すとおり、水族等の展示を目的とした棟の一部解体開始から公の施設としての供用終了までの間については、上限を¥900,000,000-として、必要な指定管理料の額とその根拠をご提案ください。 国民宿舎須磨荘(シーパル須磨)については、現在指定管理料をお支払いしておらず、利用料金収入において運営されております。本公募においても指定管理条件は変更していませんので、指定管理料の上限は¥0-となります。 なお、平成30年度において公募条件を変更して指定管理者の再公募を行ったため、提供資料No.36の平成29年度収支状況から指定管理者の負担が緩和されている点にご留意ください。
71	公募設置等指針	17	イ 既存施設の管理運営に関する事項	900百万円の市としての負担に関して、負担軽減提案をする場合はどの項目にて評価されるのでしょうか？価格提案の箇所でしょうか？	市の指定管理料負担軽減については評価項目とはなりません。ただし、現施設の供用終了までの間の利用者数減少を最小限に留めるための魅力維持の取組みや施工上の工夫などについては水族館の項目において評価対象となります。
72	公募設置等指針	17	ウ 新施設の管理運営に関する事項	「深夜営業は不可」と記載されてますが、具体的な時間帯について、ご提示をお願いします。	概ね23時以降を想定しております。ただし、周辺住民説明の際の意見や、管理運営中の苦情等に合わせてご対応を求めることがあります。
73	公募設置等指針	17	ウ 新施設の管理運営に関する事項	現在、須磨海浜公園で行われている地元のイベントやその主催者を教えていただけますでしょうか？	イベント等の一覧は、提供資料18「海浜公園 行為許可実績」をご参照ください。地元のイベントの主催者は自治会が主です。他に、青少年団体、県人会などの利用があります。
74	公募設置等指針	18	<利用料金>	～その他の公募対象公園施設の設置に伴い認定計画提案者が開業後設置許可期間内に支払う公園施設設置許可使用料の2分の1を加えた額～の部分に関し、当該使用料には臨時駐車場の使用料も含まれるでしょうか？	算出には、公募設置等計画作成要領p.14【3. 公募対象公園施設の公園施設設置許可に基づく年間使用料の提案(総額)】に記載される単価及び面積を用いるものとし、臨時駐車場の使用料は含まれません。
75	公募設置等指針	18	2(3)②ウ利用料金	「通常の子供料金との差額・・・」とありますが、通常の子供料金を教えてください	市内子ども料金ではない一般の子ども料金を指し、公募設置等計画においてご提案いただくこととなります。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
76	公募設置等指針	19	<飼育生物, 物品等の扱い>	須磨水族園の飼育生物の譲渡価額はどのタイミングで分かりますでしょうか。	令和2年2月ごろを想定しています。
77	公募設置等指針	19	<飼育生物, 物品等の扱い>	参考として現時点の生物リストによる算出額(物品含む)を開示願います。	飼育生物は日々入れ替わり等により数量が変化するため、現時点での正確なリスト及び算出額を提示することができません。平成30年6月時点のリスト及び算出額については、提供済み資料(No.21 須磨海浜水族園 飼育生物リスト)をご参照ください。
78	公募設置等指針	19	<飼育生物, 物品等の扱い>	須磨水族園の飼育生物のうち、他園館への譲渡等を行う場合は、対象となる生物についてその処遇を市に報告し、所在及び経緯を明らかにすることとありますが、これについて報告時期の制約はありますか。	譲渡等が発生した後、速やかに報告してください。なお、短期間で複数回の譲渡が行われるなどの場合は、月次報告とするなどでも構いません。なお、有償による譲渡を行う場合には、事前に市の承認を得た上で譲渡し、譲渡完了後速やかに市へ報告してください。
79	公募設置等指針	19	<飼育生物, 物品等の扱い>	須磨水族園標本類のうち、他園館への譲渡等を行う場合は、対象となる標本についてその処遇を市に報告し、所在及び経緯を明らかにすることとありますが、これについて報告時期の制約はありますか。	譲渡等が発生した後、速やかに報告してください。なお、短期間で複数回の譲渡が行われるなどの場合は、月次報告とするなどでも構いません。なお、有償による譲渡を行う場合には、事前に市の承認を得た上で譲渡し、譲渡完了後速やかに市へ報告してください。
80	公募設置等指針	19	<飼育生物, 物品等の扱い>	須磨水族園から引継ぎが予定されている事務機器・備品関連・書籍のリストは頂戴できますでしょうか。	提供資料44「須磨海浜水族園 備品一覧」および提供資料45「須磨海浜水族園 図書一覧」をご確認ください。
81	公募設置等指針	19	<飼育生物, 物品等の扱い>	「市が別途定める生物」につきましては、工事中一部営業期間中も展示する義務がありますか。	工事中については、展示義務はありません。施工手順、生物の移送等の都合を踏まえて、適切に継続飼育してください。
82	公募設置等指針	19	2(3)③イ既存施設の管理運営に関する事項	施設の除去金額はどのように決めるのですか	公募設置等予定者決定後、事業計画を進めていくなかで金額の内訳根拠となる仕様書及び図面をご提出いただき、本市において金額の妥当性を査定した上で確定します。なお、特定公園施設又は公募対象公園施設の整備に必要な安全管理費については市が負担する除却費用には含まれません。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
83	公募設置等指針	19	2(3)③ ア 整備に関する事項	「一般の公園利用者等も利用が可能な機能」とは、有償利用も含むと考えてよろしいでしょうか？	一般の公園利用者による利用には有償利用も含まれます。
84	公募設置等指針	20	第3章2(3)④ 方針ア 駐車場の	「交通シミュレーションに基づく適切な駐車台数を確保」とありますが、立地法届出で行なうような交通量調査を基に行なう必要がありますでしょうか。	提供資料10「来園者アクセス(交通シミュレーション)の提案方法」に示す内容で結構です。ただし、「大規模小売店舗立地法」及び「神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例」の対象となる施設を設ける場合は、法令に基づく手続きが必要になります。対象となるようであれば、当初より同様の手順で作業を行っていただいた方がよいと思います。
85	公募設置等指針	20	第3章2(3)④ 方針ア 駐車場の	「車いす使用者用駐車施設や大型バス対応の駐車施設を適切に設けるなど、関係法令を遵守して設計」とありますが、福祉のまちづくり条例のことでしょうか。	福祉のまちづくり条例に加え、神戸市公園施設設計設置基準及び神戸市バリアフリー公園整備マニュアルもご参照下さい。
86	公募設置等指針	20	第3章2(3)④ 方針ア 駐車場の	「交通シミュレーションに基づく適切な駐車台数を確保」とありますが、海浜公園駐車場日計(H29年度)の資料内でハイシーズン7月8月の最大利用日(8/14)の駐車場時間別入庫・出庫台数のデータをご開示頂くことはできますでしょうか。	時間別に集計したデータはありません。
87	公募設置等指針	20	第3章2(3)④ 方針ア 駐車場の	「交通シミュレーションに基づく適切な駐車台数を確保」とありますが、海浜公園駐車場日計(H29年度)の資料内で7月8月以外の休日及び平日(比較的入出庫台数の多い日、最大日でも可)の時間帯別入庫・出庫台数のデータをご開示頂くことはできますでしょうか。	時間別に集計したデータはありません。
88	公募設置等指針	20	第3章2(3)④ 方針ア 駐車場の	「1年を通じた多様な利用や季節間の需要変動を意識し」とありますが、水族園の過去1年間の日別入園者数をご開示頂くことはできますでしょうか。	提供資料46「須磨海浜水族園 H29年度日別入園者数」をご覧ください。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
89	公募設置等指針	20	④駐車場の方針	繁忙期(海水浴シーズン)の現況道路交通量、日別来場者数等のデータがあれば頂戴できますでしょうか？	日別来場者のデータはありません。道路交通量調査についても、ご質問の時期には行っておりません。平成27年10、11月に調査を実施しており、以下のURLにて公開していますので、ご参照ください。 URL 【 http://www.city.kobe.lg.jp/information/data/statistics/traffic/keikaku/traffic.html 】
90	公募設置等指針	20	第3章2(3)④駐車場の方針	公募対象公園施設の原状回復について、駐車場の場合表層・基層のアスファルト等は撤去せずにそのままよろしいでしょうか？	更地の状態にしてください。ただし、その後の利用計画により対応を協議します。
91	公募設置等指針	20	④駐車場の方針 ア整備に関する事項	球技場やテニスコート利用者と公園利用者の駐車場を分ける計画は現実的では無い為、球技場南側の既設駐車場部分(事業区域外)も含めて常設駐車場として利用する提案は可能でしょうか？	可能ですが、具体的な料金徴収の方法については協議が必要になります。
92	公募設置等指針	20	④駐車場の方針 ア整備に関する事項	臨時駐車場として事業区域内または事業区域外(球技場等)の利用をする場合の使用料(最低単価)を開示願います。	駐車場の管理許可使用料である210円/m ² ・月となります。
93	公募設置等指針	20	第3章2.(3)④	事業区域外の球技場、テニスコート、駐車場は、管理区分が切り離されますが、駐車場入り口付近の供用化の考え方はどうなりますか。	認定計画の内容によって様々な調整が想定されるため、提案内容を踏まえて協議します。
94	公募設置等指針	20	2(3)③イ既存施設の管理運営に関する事項	箇条書き4つ目「国民宿舎須磨荘を改修せず、新たに宿泊施設を建設する場合、公の施設としての供用終了後すみやかに、国民宿舎須磨荘の除却に着手することとし、その際の除却にかかる費用については、本市が負担する。」とあります。認定計画提出者が改修する場合は、貴市の負担が減少するため、この場合における評価基準をご教示ください。	本事業においては、このエリアの持つ魅力を最大限に引き出すことで、海浜公園が一年を通じてにぎわう場所となることを目指して実施するものであり、宿泊施設の新築・改修の違いによる本市負担の差異は評価の対象としておりません。
95	公募設置等指針	20,21	第3章2(3)④ の 方針 アイ 駐車場	「障がい者対応として神戸市建設局が発行する福祉駐車券に対応したシステムとすること」とは、その駐車券に既に対応した機器でなければいけないのでしょうか。または、別途割引券での対応ができますでしょうか。	早朝・深夜など24時間対応できるのであれば福祉駐車券対応機器でなくて結構です。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
96	公募設置等指針	20,21	第3章2(3)④ 駐車場の 方針アイ	「既存駐車場のうち事業区域にかかる部分」以外の駐車場(球技場南・東側)は対象外となりますが、球技場は臨時駐車場として利用することができるということでしょうか。	公募設置等指針p.20に示すように7月8日～8月31日までの間であれば所定の手続きを行い臨時駐車場として利用することができます。
97	公募設置等指針	21	④駐車場の方針 イ既存施設の 管理運営に関する事項	管理運営予定の既存駐車場に東側球技場南の既存駐車場(事業区域外)は含まれるでしょうか？含まれない場合、切り離して運営可能な施設計画となっているのでしょうか？	事業区域の設定にあたり、可能な限り事業者の裁量範囲が幅広くなるよう、東側の駐車場の大部分まで取り入れた範囲としています。新たな施設配置、駐車場配置計画が不明な中、既存施設(球技場等)利用者の駐車可能なスペースも確保するため事業区域からは切り離れた形となっていますが、公募設置等予定者決定後、認定計画の内容を踏まえて協議していきたいと考えています。
98	公募設置等指針	21	④駐車場の方針 イ既存施設の 管理運営に関する事項	管理運営予定の既存駐車場に東側球技場南の既存駐車場(事業区域外)が含まれない、切り離して運営できない場合駐車場収入はどのように扱えばよろしいでしょうか？	公募設置等予定者決定後、認定計画の内容を踏まえて協議していきたいと考えています。
99	公募設置等指針	21	④駐車場の方針 イ既存施設の 管理運営に関する事項	駐車場管理許可時の管理要件(人員配置や管理時間等)はございますでしょうか？ある場合は開示願います。	明確な基準はありませんが、原則として利用時間を24時間とする等、現行のサービス水準を維持してください。
100	公募設置等指針	21	④駐車場の方針 イ既存施設の 管理運営に関する事項	駐車場管理許可を引継ぐ際に、設備(舗装、ライン引き、機械類)は引継ぎますでしょうか？	現状有姿による無償での引渡しを想定しています。ただし、詳細にあたっては協議を要する場合があります。
101	公募設置等指針	21	④駐車場の方針 イ既存施設の 管理運営に関する事項	駐車場管理許可にて機械を引継ぐ場合、新しい機械を導入してもよろしいでしょうか？	構いません。
102	公募設置等指針	21	⑤にぎわい施設の方針 ア整備 に関する事項	特定公園施設や公募対象公園施設の工事中において賑わい施設を先行オープンすることは可能でしょうか？	可能ですが、その周囲の特定公園施設の整備・引渡しが完了し、安全に利用可能であることが必要です。
103	公募設置等指針	21	⑤にぎわい施設の方針 ア整備 に関する事項	特定公園施設や公募対象公園施設の工事中において賑わい施設を先行オープンするためにはどのような許可が必要でしょうか？	協定書(案)第25条に示す手続きが必要です。また、その他施設の営業に必要な許認可等については事業者の責任において取得し、適法な状態としてください。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
104	公募設置等指針	21	2(3)⑤ ア 整備に関する事項	「既存樹木等への影響が無いよう配慮する」とは、一部伐採可能エリアでは残存樹木に対してという理解でよろしいでしょうか？	認定公募設置等計画において保存するとした樹木等への影響を想定しています。移植、伐採等、樹木の取り扱いについては、公募設置等指針p.26「エ樹木及び植栽」に従ってください。
105	公募設置等指針	22	(5)公募対象公園施設の公園施設設置許可使用料	風水害その他施設設置者の責に帰すことができない場合に閉園するなどにより一定期間営業ができない場合の使用料の取り扱いについてご教示下さい。	自己費用の増加等が著しく、当初の事業計画遂行が困難な場合は、事業者から事業変更計画の提出いただき、本市は提出された内容を確認したうえで、被災程度を踏まえて判断いたします。
106	公募設置等指針	22	ア 整備に関する事項	事業区域内への自動販売機の設置について、景観への配慮のほかに、設置台数等、他の制限はありますか。	特段の制限はありません。
107	公募設置等指針	22	(5)公募対象公園施設の公園施設設置許可使用料	集客が想定以上であった場合に仮に設置許可使用料を増額して支払う等の提案は価格提案にて評価されるでしょうか？	評価されます。
108	公募設置等指針	22	(4)公募対象公園施設の設置又は管理の供用開始時期	4種類ある公募対象公園施設のうち、一部が2023年度内に供用開始していれば、フルオープンでなくても宜しいでしょうか。	可能な限り2023年度内の供用開始を目指しておりますが、施工の都合上などから一部オープンできない施設が生じることも有り得るものと考えています。
109	公募設置等指針	24	(3)特定公園施設の市への譲渡	「特定公園施設の整備に伴う工事エリアは、都市公園法6条に基づく占用許可をうけるもの……減免申請を可とする。」とありますが、免除となるのでしょうか。それとも軽減されるのでしょうか。	免除となります。
110	公募設置等指針	24	(3)特定公園施設の市への譲渡	市の負担額について、合計整備費には設計費も含まれますでしょうか？	含まれます。ただし、公募設置等指針p.52に示す適用基準、積算基準に従い、公共工事同様の設計を行ってください。(文言確認中)
111	公募設置等指針	24	(3)特定公園施設の市への譲渡	特定公園施設の整備費用に関して単価上限が示されていますが総額上限の記載がないのは計画により面積が異なるからでしょうか？	その通りです。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
112	公募設置等指針	24	(3)特定公園施設の市への譲渡	特定公園施設の整備費用に関し、手を加えない部分についても、整備費用の総額上限を算出する際の面積に含めて計算可能でしょうか？	計算に含めることは可能ですが、総額については、市による精査により決定します。
113	公募設置等指針	24	(3)特定公園施設の市への譲渡	特定公園施設の整備費用に関し、総額上限の記載がないのは優れた提案であれば費用が高額になっても提案が出来るということでしょうか？	ご質問の通りですが、極端に高価な施設や素材の耐久性が小さい施設などについては、公募設置等指針p.24(4)①ア「整備後の管理修繕費の低減に配慮した計画とすること」とある通り、将来的な維持管理、更新に課題が認められる場合もありますので、詳細設計を行っていく上で確認、協議させていただきます。
114	公募設置等指針	24	(3)特定公園施設の市への譲渡	特定公園施設の整備費用に関して、負担額上限単価と面積より求められる特定公園施設整備費を超過分を事業者側が負担した場合、価格提案の箇所で市の負担を軽減したとして評価されると考えてよろしいでしょうか？	その通りです。
115	公募設置等指針	24	3(3)特定公園施設の市への譲渡	「上部構造物の撤去・移設費用・造成等の準備工や負担金・・・」とありますが、造成等の準備工の範囲を教えてください。また、負担金にはどのようなものが考えられるのでしょうか。	準備工は、共通仮設費に含まれる準備費に相当するものです。負担金は、各種法令に基づく申請に係る費用(土地所有者の義務によるものは除く)などを想定しています。
116	公募設置等指針	24	第3章3(4)①ア 共通事項	「特定公園施設の整備内容は、・・・また、設計協議の過程では、・・・周辺住民等の意見を聴取し、必要に応じて施設内容に反映させるものとする」とありますが、意見の聴取方法は、どのような手法をお考えでしょうか。	設計内容がある程度固まった時点で、周辺自治会など関係団体に対し説明会を実施する予定です。
117	公募設置等指針	24	3.(3)第2項③	「本市の負担額」の対象となる面積は、先(P23の3.(2))で設定した特定公園施設を整備する区域面積でよろしいでしょうか。	その通りです。
118	公募設置等指針	24	3.(3)第5項	特定公園施設の設計図書は、公共工事発注と同等の詳細設計図、材料計算(数量計算)、工事費算出書が必要となるのでしょうか。	必要です。
119	公募設置等指針	24	3(3)特定公園施設の市への譲渡	箇条書き2つ目「公募設置等計画の提出にあたり、～、認定計画提出者は1割以上の費用を負担すること。」とありますが、整備に要する費用の1割以上なのか、貴市の負担額(¥20,000-/㎡)に対する1割以上なのか、ご教示ください。	整備に要する費用の1割以上です。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
120	公募設置等指針	25	ウ広場	保育所等の運動会に必要な面積・仕様を開示願います。「3000㎡以上の広場」と兼ねる事は可能でしょうか？	可能です。3,000㎡以上で、狭小な部分がなく起伏を抑えるなど多様な利用に適切な形状としてください。詳細な仕様については、「神戸市公園施設設計設置基準」をご参照ください。
121	公募設置等指針	25	ウ広場	保育所等の運動会は現状どこで行っていますでしょうか？	多目的広場です。
122	公募設置等指針	25	ウ広場	「3000㎡以上の広場」の3000㎡の中に松等の樹木を含んでも良いでしょうか？	運動会や市民のレクリエーション利用が想定されることから樹木は含まない形態が望ましいものと考えています。(広場の林縁部に配置する提案は可能です。)
123	公募設置等指針	25	ウ広場	「3000㎡以上の広場」について、多様な利用に適切な形状と記載がありますが、四角い形状でなくてもいい、ということよろしいでしょうか？	四角形に限定されません。ただし、多様な利用に適切な形状であることから、原則として、狭小な部分がなく、まとまった整形としてください。
124	公募設置等指針	25	ウ広場	既存の多目的広場(大と小)は、誰が、どのように、いつ、使用されていますか？	GW、夏場は臨時駐車場。夏秋は保育所・幼稚園等の運動会、学校行事等で使用しています。また、ラジオ体操は隣接する松林内がメインですが、一部広場でも行われています。自由利用については把握していません。
125	公募設置等指針	25	ウ広場	既存の多目的広場(大と小)を使用する場合、誰に使用の許可を申請しますか？	整備期間中の許可については本市(西部建設事務所)です。譲渡後は指定管理業務として指定管理者に行っていただきます。
126	公募設置等指針	25	イ園路	園地(松林内)内に必要な管理用通路動線は、松の管理面から何㎡に1経路必要若しくは松から動線までの距離が何m以下にするなどの基準はありますか？	ありません。 管理作業の効率、松林の保全への影響などを踏まえてご提案ください。
127	公募設置等指針	25	ウ広場	近隣住民や一般市民のレクリエーション利用について、各催事において、何平米程度の広さが最低必要でしょうか？	面積3,000㎡以上の規模の広場を1か所以上設けてください。
128	公募設置等指針	25	3(4)① ウ 広場	野外バーベキューについて平成24年の全面禁止に至る経緯と対応について、お教えてください。	平成21年より海浜公園一部区域内で持ち込みBBQの許可(自由利用)を試験的に実施しましたが、ゴミの持ち帰りが徹底されないなど利用者のマナーが悪く平成24年7月に中止しました。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
129	公募設置等指針	26	エ 樹木及び植栽の保全	施設の配置上又は施工上影響を受ける松林の範囲は3割程度を上限とありますが、分母は、海岸線と並行する海側の東西方向部分(松林保全区域内の松:約280本)か又は事前登録者のみに開示、提供資料NO16、17の樹木(マツ)総本数753本でしょうか？	東西方向部分と総本数の両方です。
130	公募設置等指針	26	3.(4)①エ 樹木および植栽	影響を受ける松(上限30%程度)については、可能な限り移植に努める並びに新植等により連続性、ボリューム感を保つとあるが、松の確保本数若しくは減少受認本数の数値、割合等があれば提示いただきたい。	松の確保本数もしくは減少受認本数の数値は定めておりません。割合は上限30%程度です。対応の詳細は公募設置等指針の記述を参照してください。
131	公募設置等指針	26	3(4)① エ 樹木及び植栽	松林の保全・育成計画に関して、松くい虫防除の過去の施工実績の有無とその内容をお教えてください。	平成22年及び23年に樹幹注入(薬効7年)を実施しています。平成29年度から第2回目の樹幹注入作業を実施しています。(平成21年度までは、薬剤地上散布を実施していましたが、市街地での薬剤散布による周辺への影響を鑑み、樹幹注入への切り替えを行いました。)
132	公募設置等指針	26	3(4)① エ 樹木及び植栽	松くい虫防除をはじめとする害虫防除のための薬剤散布について、「農薬取締法」以外の制約があればお教えてください。	農林水産省通知「住宅地等における農薬使用について」や、例年6～8月に実施される「農薬危害防止運動」、環境省発行のリーフレット「農薬飛散による被害の発生を防ぐために」等に留意してください。また、農薬管理指導士や緑の安全管理士等の適切な研修を受講した有資格者等を従事させるよう努めてください。 ・「住宅地等における農薬使用について」 http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/ ・「農薬危害防止運動」 http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/180425.html ・「農薬飛散による被害の発生を防ぐために」 https://www.env.go.jp/water/nouyaku/hisan_risk/leaflet1/full.pdf
133	公募設置等指針	26	3(4)① エ 樹木及び植栽	松林の保全・育成計画に関して、松林の樹勢回復措置の過去の施工実績の有無とその内容をお教えてください。	H24に、活性炭・赤玉土等を用いた土壌改良(21本)、掘削・埋戻による固結土壌改良作業(106本)を実施しました。
134	公募設置等指針	26	3(4)① エ 樹木及び植栽	「公園利用者が利用しやすい林床」とありますが、踏圧防止の観点から、利用進入可能なエリアと不可なエリアを限定することは可能でしょうか？	林床もできるだけ利用できる形態が望ましいと考えています。残っている切り株等があれば、転倒防止等利用者の安全確保のため撤去してください、という意図です。踏圧等の対応が必要な場合は、できる限り施設の整備内容により対策を講じてください。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
135	公募設置等指針	26	3(4)① エ 樹木及び植栽	樹木医等による「公園全体の植栽計画」や「健全な樹木環境の提案」については、構成団体内の有資格者が立案に関与していればよろしいでしょうか？	構成団体内の有資格者でも問題ありませんが、「樹木医等、樹木に関する専門の知識を有するものの意見」が反映されていることが分かるようにしてください。
136	公募設置等指針	26	3(4)①エ 樹木及び伐採	現在神戸市様で実施している松林の保全、維持管理の内容をご教示ください。	松くい虫防除事業として、全松について薬剤の樹幹注入作業(薬効7年)を実施しています。水族園周辺の120本については、毎年剪定を実施しています。
137	公募設置等指針	26	3(4)①エ 樹木及び伐採	松林の保全について引き継ぐべき計画、作業があればご教示ください。	引き続き松くい虫防除のための樹幹注入作業の継続をお願いいたします。
138	公募設置等指針	26	3(4)①エ 樹木及び伐採	神戸市様または市民においてお考えになる現在の松林の課題があれば、ご教示ください。	近年は松枯れ等の被害は生じておらず、松林の生育上大きな課題があるとは考えていません。
139	公募設置等指針	26	3(4)①エ 樹木及び伐採	前年度の台風21号等での松林の自然災害についての被害状況をご教示ください。	被害は、倒木1本でした。(その他枝折れ等は多数)
140	公募設置等指針	26	3(4)①エ 樹木及び伐採	神戸市様における現在の松林の伐採判断基準があればご教示ください。(採光や病虫害、密度)	枯損木、もしくは、松くい虫被害樹木は伐採しています。
141	公募設置等指針	27	3(4)① キ 歴史的・文化的資産	「可能な限り現状のまま保全」とは、現況と同様に立ち入り防止措置による利用制限までは含まないという理解でよろしいでしょうか？	その通りです。
142	公募設置等指針	27	3(4)① キ 歴史的・文化的資産	現状保全対象の国道側の歴史遺構である石垣について、石垣上の高生垣植栽は撤去可能でしょうか？	撤去可能です。移植、伐採等、樹木の取り扱いについては、公募設置等指針p.26「エ樹木及び植栽」に従ってください。
143	公募設置等指針	27	3(4)①カ 遊具・ベンチ	公園を管理するための道具物置、倉庫兼詰所について特定公園施設として許可いただけますでしょうか。(5m×5m程度で市民利用も考慮。)	構造、規模等について協議は必要ですが、設置可能です。不必要に過大な規模のものや防災上不適切な構造のものなどについては認められない場合があります。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
144	公募設置等指針	28	第3章3(4)コ インフラ(電気、上下水道等)	既存のインフラは原則撤去し、新たに整備すること。ただし・・・とありますが、特定公園施設の整備範囲外ならば対象外なので、既存のインフラを撤去し、新たに整備する必要がないと理解してよろしいでしょうか？	特定公園施設を整備する区域は、事業区域から公募対象公園施設区域と占用区域を除いた区域をいい、原則として撤去、新設をお願いします。ただし、既存のインフラが使用可能な場合、本市と協議の上、整備しないことも可能です。
145	公募設置等指針	28	第3章3(4)コ インフラ(電気、上下水道等)	既存インフラ更新について、原則特定公園施設区域内のものは、掘削などの工事影響の無い範囲並びに計画上使用しない箇所は更新不要でしょうか。	その通りです。
146	公募設置等指針	28	第3章3(4)コ インフラ(電気、上下水道等)	既存インフラの更新について、費用負担は新たな引き込み同様、特定公園施設の整備費として補助対象になりますでしょうか？	特定公園施設のインフラ更新については、特定公園施設の整備費に計上でき、市の負担額の対象となります。ただし、下水道管理者が所管する雨水幹線については対象外です。
147	公募設置等指針	28	第3章3(4)サ サイン	テニスコート北側(事業区域外)にイルカのモニュメントが設置してある土地がありますが、当該部分はサイン等の設置に利用可能でしょうか？	道路の占用手続きが必要です。民間による営利目的の物件は設置することはできません。設置物の内容により協議が必要です。
148	公募設置等指針	28	3(4)①コ インフラ	「既存インフラが使用可能な場合・・・」とありますが、使用可能の判断はどのように行えばよいのですか。	原則として撤去新設を想定しており、特に方法は定めていません。認定計画提出者が行う調査により現施設が利用可能と判断される根拠を付して本市と協議してください。
149	公募設置等指針	29	(4)特定公園施設の整備・管理運営方針③管理運営に関する事項	公園管理運営士の資格を有する技術者は非常駐でもよろしいでしょうか？	結構です。
150	公募設置等指針	29	③管理運営に関する事項	修繕費年間200万円は指定管理料および光熱水費とは別に市がご負担される予定という理解でよろしいでしょうか？	指定管理料は、特定公園施設の面積に対して年間¥580-/㎡を上限とする提案額と光熱水費の合計額です。これに加えて、修繕費¥2,000,000-を本市が負担します。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
151	公募設置等指針	29	3(4)③ 管理運営に関する事項	管理運営にあたって、現指定管理者から引継ぎ可能な管理用資機材の内容と修繕の必要性について教えてください。	一般園地については、現在は指定管理ではありません。ただし、現在は、(公財)神戸市公園緑化協会が業務委託により管理しており、駐車場管理事務所2か所、ガードマン詰所1か所、及び、駐車場機器等(発券機、ゲート、舗装、照明等)の物件を所管しています。リース物件(ガードマン詰所)については取り扱いの協議が必要ですが、その他は原則的に現状有姿での引渡しを予定しています。
152	公募設置等指針	29	3(4)③管理運営に関する事項	箇条書き9つ目「～本市が負担する指定管理料は特定公園施設の面積に対して年間¥580-/㎡を上限とし、これに光熱水費¥5,000,000-(いずれも消費税および地方消費税を含む)を加えた額とする。これとは別に、修繕費として¥2,000,000-(消費税および地方消費税を含む)を計上すること。」とありますが、ここで定める光熱水費及び修繕費も年額という理解でよろしいでしょうか。	年額です。
153	公募設置等指針	30	(1)看板又は広告塔	看板又は広告塔へのネーミングライツを事業者から提案することは可能でしょうか？ 可能な場合、その収入を認定計画提出者の収入とすることは可能でしょうか？	看板及び広告塔については、ネーミングライツの対象とは想定していません。 取扱については、公募設置等指針p.30、「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」(国土交通省)p.5及びp.13の看板、広告塔に関する記述を参照してください。 「Park-PFI活用ガイドライン」(国土交通省) http://www.mlit.go.jp/common/001197545.pdf
154	公募設置等指針	30	第3章4(2) 自転車駐輪場	「公園利用者に限定しないレンタルサイクル等の設置は条例に定める金額を納入」とありますが、公園利用者が使用する自転車・バイクの駐輪場は使用料が発生しないのでしょうか。	レンタルサイクルポート等の有料施設に対し占有料が発生するもので、公園利用者の自転車駐輪場を設置する場合は無料であれば使用料(設置許可使用料)は発生しないと考えます。バイクについては、公募設置等指針p.20に示す駐輪場として取り扱います。
155	公募設置等指針	30	4利便増進施設に関する事項	無料Wi-Fi等の公園利用活性を目的とした機器類の設置及び月々の通信料は利便増進施設の扱いとなるのでしょうか。	設置許可手続きを実施のうえ、許可使用料は全額免除並びに通信料は指定管理料の予算内での運用となる見込みです。
156	公募設置等指針	31	②公園の利活用と施設との連携<行為許可>	特定公園施設内で無料開放のイベントを開催する場合、公園使用料は発生しますでしょうか？	主催が事業者である場合、参加者を限定せず、また一般の公園利用を妨げないものであれば、使用料は発生しません。あらかじめ本市と協議してください。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
157	公募設置等指針	31	②公園の利活用と施設との連携<行為許可>	特定公園施設内で収益のあるイベントを開催する場合、公園使用料は発生しますでしょうか？	主催が事業者である場合、参加者を限定せず、また一般の公園利用を妨げないものであれば、使用料は発生しません。あらかじめ本市と協議してください。
158	公募設置等指針	31	②公園の利活用と施設との連携<行為許可>	特定公園施設内におけるイベント開催時に公園使用料が発生する場合、単価を教えてくださいませんか？	主催が事業者である場合、参加者を限定せず、また一般の公園利用を妨げないものであれば、使用料は発生しません。あらかじめ本市と協議してください。
159	公募設置等指針	31	5②<行為許可>	入場料制のイベント開催は可能でしょうか。	可能です。ただし、一般公園利用とのバランスに配慮し、日常的な一般公園利用を事実上排除するような運用とならないよう配慮してください。
160	公募設置等指針	31	5②<行為許可>	イベント広場に屋外ステージを設ける場合、興行場法の許可は必要でしょうか。その際必要とされるトイレの数に、特定公園施設として整備されるトイレ(公衆トイレ)の個数をカウントしても良いでしょうか。	ステージの営業日数、興行目的等により興行場法の対象となる場合があります。また、トイレについては、その距離等により公園内のトイレをカウントできる場合があります。施設の整備内容、運営内容がある程度定まってから協議をお願いします。
161	公募設置等指針	31	5②<行為許可>	イベントで出る音量に関して、既存公園や近隣公園での音量基準値はありますか。	都市公園内行為許可基準として、音響設備(ハンドマイクを含む)を使用する場合、兵庫県条例「環境の保全と創造に関する条例」第61条第3項及び同施行規則第17条に定められた商業宣伝に際しての音量規制の基準を下回るものと定めています。(ただし、公の団体及び公共的団体が実施するもの、それ以外の団体が公益上の目的で実施するものは除きます。)また、当事業区域に隣接する須磨海岸においては、「須磨海岸を守り育てる条例」により騒音の規制がかかっています。併せてご参照ください。 「商業宣伝のしおり」 http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/environment/air/souonsindou/img/kakuseikisouon.pdf 「騒音規制法及び環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)による規制」 http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/environment/air/souonsindou/souonkiseihou.html 「須磨海岸を守り育てる条例」 http://www.city.kobe.lg.jp/culture/leisure/suma_beach/sumakouhou.html

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
162	公募設置等指針	32	周辺施設等との連携に関する参考提案	ヨットハーバーや球技場との連携について、将来的に運営を一元化する可能性があるでしょうか？	将来的な運営の一元化については現時点では未定であり、ご提案いただいたアイデアなどを踏まえ、その方向性について政策判断を行っていく予定です。
163	公募設置等指針	33	第4章1(1)ウ 公募への参加資格等	協力者については、協力者の事情等による変更等は可能と考えてよろしいでしょうか。	公募設置等計画提出後の体制変更は原則として認められません。審査においては協力者を含めた体制を評価するものとなりますので、公募設置等予定者決定後も、変更は原則として不可となります。ただし、やむを得ない事情による場合であって、認定公募設置等計画の実現に支障がなく公募の公平性が担保される範囲内においては変更を認める場合があります。
164	公募設置等指針	33	第4章1(1)ウ 公募への参加資格等	協力者については、公募設置等計画の提出後の追加は可能と考えてよろしいでしょうか。	公募設置等計画提出後の体制変更は認められません。審査においては協力者を含めた体制を評価するものとなりますので、公募設置等予定者決定後も、変更は不可となります。ただし、認定公募設置等計画の実現に支障がなく、公募の公平性が担保される範囲内においては変更を認める場合があります。
165	公募設置等指針	33	第4章1(1)ウ 公募への参加資格等	応募者の組成形態(JV、SPC等)は優先交渉権者決定後の提案でよろしいでしょうか？	応募者(認定公募設置等計画者)の組織形態及び公募対象施設の管理体制も含めての評価となりますので、公募設置等計画提出時にご提案ください。
166	公募設置等指針	33	1.(1)ア	認定計画提出者に選定され運営が開始された後、例えば運営期間中に代表構成団体の経営状況の変化から代表構成企業の変更を行いたい場合には神戸市様の承諾のもと、代表構成団体を変更する事は認められるでしょうか。	代表構成団体の変更は認められません。但し、経営状況の変化などから、やむを得ないと認められる場合に限り、従前の代表構成団体の本事業にかかる債権債務の一切を継承するなど事業の継続に支障がないと認められる場合は、代表構成団体の変更を認めることがあります。
167	公募設置等指針	33	1(1)応募者等の構成と役割	ウに挙げられている①～⑤までの業務を担当する者を「構成団体」とするか「協力者」とするかは、事業者の任意という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
168	公募設置等指針	33	1(1)イ 応募法人	公募対象施設の整備費等、資金調達の観点から認定計画提出者を新たに設立する法人(SPC等)を予定する場合、当該法人に対する種別の制限はございますでしょうか。	協定書(案)第85条に示すとおり、会社法に定める株式会社又は合同会社とします。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
169	公募設置等指針	34	(2) 資格要件等 才	事業全体の統括、行政他関係団体との調整窓口等を担うプロジェクトマネージャー(PM)に関し、実際にはPMの指示によりメンバーが実務を行う場合があってもよろしいでしょうか？	窓口の一本化のため、本市からの連絡についてはすべてプロジェクトマネージャーに対して行いますが、プロジェクトマネージャーからの指示を受けてそれぞれの業務の担当者が実務を行うことは、事業を推進する上で十分に想定されるものです。 ただし、事業全体の方向性やその他提案内容の実現に関する重要な協議についてはプロジェクトマネージャーをはじめ、当該協議において責任のある方にご参加いただくべきであると考えております。
170	公募設置等指針	34	(1) 応募者等の構成と役割	設置等予定者の選定後、協力者(公募対象公園施設等の運営会社等)が本事業の為に運営会社等を新たに設立するケースが考えられますが、資格要件等を満たせば協力者を当該新会社等に変更可能でしょうか？	協力者を含めた体制を評価するものとなりますので、協力者についても変更は不可となります。 ただし、公募設置等計画において新会社の設立が予定されており、設立される新会社の概要(資本金、体制など事業遂行能力が確認できる情報)が記載されている場合、その計画を満たす範囲内において変更認めることが可能であると考えております。
171	公募設置等指針	35	1(1)(4)エ<その他の応募条件>	「～提出後の応募法人の協力者並びに応募グループの構成団体及び協力者の変更は認めない。ただし、提案内容を実現するにあたり、業務上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがある。」と記載があります。「業務上支障がないと本市が判断した場合」の具体的な判断基準をご教示願います。(例えば、どのような事態、原因であれば認められるのか？また、変更後の構成団体もしくは協力者は、変更前と同様の資本金、業務上必要な経験業務の実績を有している等が求められるのか？また、変更ではなく、新たに構成団体や協力者が「追加」になる場合はどうなるのか？)	公募設置等計画提出後は、変更は認められません。 但し不可抗力など、本市が真にやむを得ないと認められる場合であって、審査手続きに影響を与えない場合に限り変更を認める場合があります。 なお、公募設置等計画の提出から公募設置等予定者決定までの間、追加に関してはいかなる理由においても一切認められません。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
172	公募設置等指針	35	1(1)(4)	「その他」は他の応募法人又は他の応募グループの「その他」となることは可能でしょうか。	<p>ご質問の「その他」とは、本回答No.83に示すとおり、様式3-2に記載された『構成団体や協力者となる予定はないが、提案書等作成にあたり対話への参加が必要であると、代表して応募登録を申し出る法人が認める者』を指すものとして回答します。</p> <p>公募の参加資格としては、構成団体又は協力者のみに重複応募禁止の制約(公募設置等指針p.35(4)ア～ウ)が課せられておりますが、同指針P.38(5)の下線部「応募登録以後、応募登録者間の結合や、グループの構成員が他のグループとの構成員となることは認められない」と示すとおり、応募登録時の構成制約は様式3-2の「その他」の者にも課せられるものとの解釈しております。このため、応募登録時にあるグループに属していた者が、公募設置等計画において、他のグループの事業推進体制に属するなどの状況が生じた場合には、同指針p.38(5)下線部の要件に不適合と判断いたします。</p> <p>ただし、応募登録時にはいずれのグループにも属していなかった者が、公募設置等計画において、複数の公募設置等計画において構成団体・協力者のいずれでもない役割として掲載されることについては、支障ないものと認識しています。</p>
173	公募設置等指針	36	2. 応募手続き	協力者の決定期限は応募登録時ではなく、公募設置等計画の提出時という理解で良いでしょうか？	ご理解の通りです。
174	公募設置等指針	36	2. 応募手続き	応募登録したグループ構成員がやむを得ない事情によりグループから抜けたり、他グループの構成員でない法人がグループに加わってもよろしいでしょうか？	<p>公募設置等指針p.36～38に記載された手続きに則っている限りにおいて、ご理解の通りです。</p> <p>応募登録時からの構成員の追加及び減少を含め、構成団体及び協力者は公募設置等計画の提出時に確定してください。 (参考: No.172)</p>
175	公募設置等指針	38	(5) 応募登録及び対話議題書の提出	応募登録書を提出以降は、グループ内の構成団体、協力者の追加・脱退は認められるのでしょうか。	<p>応募登録時からの構成員の追加及び減少を含め、構成団体及び協力者は公募設置等計画の提出時に確定となります。</p> <p>なお、応募登録時にあるグループに所属した者は、その後他のグループの構成員となることはできませんのでご注意ください。 (参考: No.172)</p>

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
176	公募設置等指針	38	(6)公募設置等計画等の提出	提案するアイデアについて、地元調整は誰が行うのでしょうか？事業者決定までに地元調整が終わっていると考えてよろしいでしょうか。	公募設置等計画においてご提案いただいた内容について、地元への説明は原則として基本協定締結後に認定計画提出者に行っていただきます。その後、地元と調整が必要な事項については、協議の上、必要に応じて本市も対応いたします。 一方、公募設置等指針p.32に示す「参考提案」については、実施内容のほか実施主体(事業者、市、その他)も含めて自由にご提案いただくものであり、地元調整を含めてその実現可能性について市が保証するものではありません。
177	公募設置等指針	38	第4章1(6) 公募設置等計画等の提出	提出書類に関する枚数は自由に作成してもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
178	公募設置等指針	39	<本事業への応募に係る公募設置等計画書等作成の注意事項>	正本から会社名、ロゴマークなど、応募者及び協力者が特定できる表現を削除する副本は、提出書類のうち、5. 公募設置等計画のみでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
179	公募設置等指針	39	本事業への応募に係る公募設置等計画等作成の注意事項	「副本は正本から会社名、ロゴマークなど、応募者及び協力者が特定できる表現を削除」とありますが、提案内容の説明に必要な場合、応募者および協力者以外の法人等の特定は可能でもよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
180	公募設置等指針	41	(7)ヒアリングに向けた準備<留意点>	プレゼンテーションに公募設置等計画等に記載のある模型及び説明パネルや動画を使用してもよろしいでしょうか？	公募設置等計画等に記載のある範囲において、提案内容の理解を促すための道具等の使用は可能です。
181	公募設置等指針	41	第4章1(6) 公募設置等計画等の提出	提出書類のF: 特定公園施設; 2. 図面について、全体図: 平面図(1/2500)とありますが、これに加えて説明する図面として縮尺を適宜変更してよろしいでしょうか。	指定した縮尺の図面が提出されていれば、加えて説明する図面については、変更していただいて構いません。
182	公募設置等指針	41	第4章1(6) 公募設置等計画等の提出	F: 特定公園施設 3. 数量表: 数量表、整備費、整備単価、内訳など について書式はありますか。	ありません。
183	公募設置等指針	44	3(4)評価の基準	「価格提案(事務局審査)」欄の「特定公園施設の建設費および本市の負担額」の評価について、24頁(3)箇条書き2つ目「公募設置等計画の～費用を負担すること」と関係すると理解しておりますが、具体的な計算式等、評価基準があればご教示ください。	特定公園施設の整備に係る①事業者負担額、②市負担額、③全体額に占める本市の負担額の割合について評価する予定です。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
184	公募設置等指針	44	3(4)評価の基準	「価格提案(事務局審査)」欄の「特定公園施設の建設費および本市の負担額」の評価について、24頁(3)箇条書き2つ目「公募設置等計画の～費用を負担すること」と関係すると理解しております。仮に、整備対象面積が10,000㎡として、整備に要する費用が2億円、認定計画提出者の負担が4,000万円の時と整備に要する費用が1億8,000万円、認定計画提出者の負担が2,000万円の時、どちらも貴市の負担が1億6,000円となりますが、この場合、認定計画提出者の負担額が大きい前者の方が評価されるという理解でよろしいでしょうか。	その通りです。
185	公募設置等指針	44	3(4)評価の基準	「価格提案(事務局審査)」欄の「特定公園施設の維持管理内容の費用対効果」の評価について、29頁③箇条書き9つ目「総額のうち～を計上すること」と関係すると理解しておりますが、具体的な計算式等、評価基準があればご教示ください。	①本市が負担する指定管理料、②現状の維持管理を上回る取り組み(作業内容等)の有無、について評価する予定です。
186	公募設置等指針	44	3(4)評価の基準	「価格提案(事務局審査)」欄の「公募対象公園施設の公園施設設置許可使用料(㎡単価)の増額」の評価について、22頁(5)箇条書き5つ目「公募対象公園施設の～上乗せする提案を求める。」と関係すると理解しておりますが、具体的な計算式等、評価基準があればご教示ください。	①提案額(公募設置等指針p.22(5)に示す金額からの上乗せ額)の増加額、②利用実績が予定収入額を上回った場合の上乗せ額、の2点で評価する予定です。
187	公募設置等指針	44	(4)評価の基準	価額提案は、単価で比較評価されるのでしょうか？面積を掛けた総額で比較評価されるのでしょうか？	①特定公園施設として実際に整備する区域の面積、②特定公園施設の整備にかかる全体額、③全体額に占める本市の負担額の割合について評価する予定です。
188	公募設置等指針	46	第5章 選定後の流れ	設置等予定者の選定後もしくは基本協定締結後、本事業の為の法人等を新たに設立するケースが考えられますが「(4)認定計画提出者の地位の承継」により当該新会社に承継可能と考えてもよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。 詳細につきましては、基本協定書(案)第12章をご覧ください。
189	公募設置等指針	46	(1)公募設置等計画の認定	公募に関する内容は特段の事情等が発生した場合等、所定の手続き等を踏めば変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	提案内容の大幅な変更や主要なコンテンツの取りやめなど、変更時点の状況を鑑みた上で、公募の公平性を欠くものとならない範囲内において変更は可能と考えています。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
190	公募設置等指針	46	(4)認定計画提出者の地位の承継	認定計画者の地位を神戸市様の承認を受け、新たに設立する法人(株式会社、合同会社、特定目的会社等の法人)としたい場合、その法人の資金は構成団体による出資や金融機関からのローンでの調達を予定しております。当該法人についてはファイナンス上の観点あるいは一般的な法人と同様に企業再編等により株主や出資者が変更される可能性があります。当該法人自体には変更がなく安定的に事業を継続させている限り問題ないと理解しておりますが、相違ありませんでしょうか	基本協定書(案)第12章 SPC設立の特則 第85条～第89条を満たす範囲内において、可能であると考えております。
191	公募設置等指針	46	(4)認定計画提出者の地位の承継	認定計画者の地位を承継した新たに設立された法人(株式会社、合同会社、特定目的会社等)において、構成団体出資分以外に新たな出資者を獲得するために公募増資や追加出資を行うことは可能でしょうか	基本協定書(案)第12章 SPC設立の特則 第85条～第89条を満たす範囲内において、可能であると考えております。
192	公募設置等指針	48	(6)⑧水族等譲渡契約等	「市が所有し～飼育されている全生物について、市は認定公募設置等計画に基づき新水族館の運営を行う者と水族等譲渡契約を締結し、2020年4月1日付けで『有償』にて引き渡す。また、市が所有～するすべての標本類、書籍類その他備品等について、備品等譲渡契約を締結し、須磨海浜水族園の供用終了(閉鎖)後に『有償』で引き渡す。」とありますが、ここで述べられている譲渡額も公募設置等計画に定めるものなのかご教示ください。また、この場合の評価基準も併せてご教示ください。	水族等の譲渡額については、購入額、取引事例などを参考に市が定める額となりますのでご提案は不要です。 なお、備品等の譲渡にあたっては、公募設置等予定者選定後に新水族館運営者を対象とした入札を行う予定としており、こちらも公募設置等計画にてご提案いただく必要はなく、選定の評価対象ともなりません。
193	公募設置等指針	48	⑧水族等譲渡契約等	標本類の有償引渡し時期が飼育生物と同じタイミングでないのはなぜかでしょうか。	通常は公の施設の廃止に伴い物品等を譲渡することが考えられますが、飼育生物については、他園館への移送を生じる可能性が高いため、移送に伴う調整の円滑化や権利上のトラブルを回避する目的で引渡し時期を前倒しにしております。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
194	公募設置等指針	48	⑥須磨海浜水族園及び国民宿舎須磨荘の除却について	<p>須磨海浜水族園及び国民宿舎須磨荘の除却に関する記載の解釈について、以下のとおりの理解でよろしいでしょうか？</p> <p>→認定公募設置等計画に定める者に対して神戸市が直接発注し、費用も神戸市が当該認定公募設置等計画に定める者に直接支払う。</p> <p>ここで言う、「認定公募設置等計画に定める者」とは、認定公募設置等計画において、実際の施工等を行うものを定める必要があり、当該施工等を行うゼネコン等を指している という理解。</p>	ご理解の通りです。
195	公募設置等指針	48	第5章(6)⑧	<p>「市が所有し須磨海浜水族園内に存在するすべての標本類、書籍類その他備品等について、備品等譲渡契約を締結し、須磨海浜水族園の供用終了(閉鎖)後に有償で引き渡す。」とありますが、概算額をお知らせいただくことは可能でしょうか。</p>	現在の備品等の一覧については、別途事前登録者全員に提供いたしますが(提供資料44「須磨海浜水族園 備品一覧」、提供資料45「須磨海浜水族園 図書一覧」参照)、譲渡にあたっては新水族館運営者を対象とした入札を行う予定としているため、予定価格を開示することはできません。
196	公募設置等指針	49	⑪海浜公園(特定公園施設)の指定管理者の指定	<p>須磨水族園の指定管理を受けるための審査書類は別途あるのでしょうか。ある場合は開示願います。</p>	須磨海浜水族園の指定管理者となる者の審査についても公募設置等指針p.40、41に記載した提出書類一覧により審査を行います。
197	公募設置等指針	49	(7) モニタリングの実施	<p>新築の宿泊施設もモニタリングの対象になりますか。</p>	宿泊施設を新築する場合においても、モニタリングの対象となります。
198	公募設置等指針	52	1(2)	<p>公共建築工事標準仕様書は適用しないという解釈でよろしいでしょうか。</p>	特定公園施設のうち、建築物に該当するものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(一般社団法人公共建築協会発行・平成28年版)は適用してください。
199	公募設置等指針	53	第6章1(3) 積算基準	<p>F:特定公園施設 3.数量表:数量表、整備費、整備単価、内訳などについて、整備単価については、土木工事積算基準(国土交通省)および土木工事積算基準書(神戸市)によるとありますが、整備単価は不明ですがどのように算出しますか。</p>	<p>材料費は、①市単価(神戸市土木工事資材単価表)、②物価資料、③特別調査又は見積の順により決定してください。(「神戸市土木工事積算基準書」I-2-①-1)</p> <p>歩掛は、①土木工事標準歩掛、及び、物価資料、②特別調査又は見積の順により決定してください。(「土木工事標準積算基準書(標準編)」I-2-①-2)</p>

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
200	公募設置等指針	53	第6章1(3) 積算基準	F:特定公園施設 3.数量表:数量表、整備費、整備単価、内訳などについて、整備単価については、土木工事積算基準(国土交通省)および土木工事積算基準書(神戸市)によるとありますが、積算基準書に該当しない場合はどのように整備を算出すれば良いでしょうか。	見積もりによる根拠を添付してください。
201	公募設置等指針	53	(3)2. その他	運用開始後の建物固定資産税及び都市計画税の減免措置はございますでしょうか？	減免措置はありません。
202	公募設置等指針	12,16,20	第3章1(1)③工事にあたっての基本事項 第3章2(3)②イ.既存施設の管理運営に関する事項 第3章2(3)③イ.既存施設の管理運営に関する事項	P12「解体工事」P16,20「除却工事」は同義のものと認識してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
203	公募設置等指針	48,49	⑧水族等譲渡契約等 ⑨国民宿舎須磨荘譲渡契約等	有償で引き渡される備品についてのリスト及び価格は開示されますでしょうか？	現在の備品一覧については、別途事前登録者全員に提供いたします。(提供資料44「須磨海浜水族園 備品一覧」および提供資料50「国民宿舎須磨荘 備品一覧」)譲渡にあたっては譲渡対象物によって認定計画提出者又は新水族館運営者を対象とした入札を行う予定としているため、予定価格を開示することはできません。
204	公募設置等指針 様式集1	34 —	1(3) 様式4-3	欠格事項のいずれにも該当しないことを求められる期間は、公募設置等計画等の提出から基本協定書の締結までという理解でよろしいでしょうか。 またその場合、様式4-3の誓約書に「ただし、基本協定書が締結された場合はその限りでない」など、適宜停止条件を追記願います。	公募設置等指針p.34に記載している「欠格事項」は、当該事業の公募への参加資格として記載しているため、様式4-3の記載事項は公募設置等計画提出から公募設置等予定者の選定まで間の誓約となります。 なお、公募設置等予定者については、覚書(案)及び基本協定書(案)に示すとおり、欠格事項に該当しないことを改めて表明保証していただくこととなります。
205	公募設置等指針・現地説明会	25	①整備に関する事項ア	特定公園施設の整備について、海浜公園と国道2号の歩道など隣接部には公園区域内に境界ブロックを設置するなどし、とされていますが、海浜公園についての境界は現状、全て確定し、境界ポイントや図面、書類等は存在しますでしょうか？	海浜公園としての区域は確定し、境界ポイントの座標(公共座標系)を記した丈量図を所有しています。現地には境界標識が設置されていない箇所があります。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
206	公募設置等指針・現地説明会	25	①整備に関する事項ア	境界が不明確又は境界書類が存在しない等の場合、確定作業、書類作成作業はなされますでしょうか？	事業区域となる海浜公園の境界線は公共座標系による座標値データがあります。東側事業区域は、公園内で区域が分断されますが、現場構造物により区別されます。当方で、書類作成作業は行う予定はありません。
207	公募設置等指針(別紙1)提供資料一覧		提供資料CADデータ	事前登録者のみに開示の提供資料NO1で事業区域図.dwgを受領しました。同様により情報精度の高い提案書とする目的で、松の位置、雨水幹線・污水管の位置のdwgデータを頂けませんか？	松の位置についてはdwgデータが提供可能です。また、当市で把握している埋設物について表記した図面をTIFFもしくはPDF形式にて提供可能です。(提供資料56「海浜公園 樹木(マツ)位置図(CAD版)」、提供資料57「海浜公園 地下埋設物(No.8更新版)」※5月末日までに提供予定)
208	公募設置等指針(別紙1)提供資料一覧		01_海浜公園事業区域図.dwg	より詳しい既存地盤レベル情報を頂けませんか？	詳しい地盤レベルを調査した資料はありません。施設平面図(原資料はマイラー。TIFFデータの提供可能。)上に地盤レベルが記載されています。また、提供資料No.8「海浜公園 地下埋設物概略図」の10枚目に記載されている污水幹線の縦断面図もご参照ください。ただし、古い資料のため現況と誤差がある可能性があります。設計にあたっては、必要な範囲内において測量をお願いいたします。(提供資料56「海浜公園 管理図面一式」内「施設平面図」)
209	公募設置等指針(別紙1)提供資料一覧		提供資料「海水及び井水について」	事前登録者のみに開示の提供資料NO24で海水及び井水についてを受領しました。その中で浅井戸と深井戸の取水深さをご教授ください。	提供資料No20の「A37110011063」をご参考ください。
210	公募設置等指針(別紙1)提供資料一覧		提供資料「海水及び井水について」	事前登録者のみに開示の提供資料NO24で海水及び井水についてを受領しました。その中で井水の水質項目でアンモニア性窒素の値をご教授ください。	未測定であり、把握しておりません。
211	公募設置等指針(別紙1)提供資料一覧		提供資料「海水及び井水について」	事前登録者のみに開示の提供資料NO24で海水及び井水についてを受領しました。その中で井水の水質項目でシリカの値をご教授ください。	未測定であり、把握しておりません。
212	公募設置等指針(別紙1)提供資料一覧		提供資料「海水及び井水について」	事前登録者のみに開示の提供資料NO24で海水及び井水についてを受領しました。その中で井水の水質項目でアルカリ度の値をご教授ください。	pH値として、6.9です。 (浅井戸と深井戸の混合水)

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
213	公募設置等指針(別紙1) 提供資料一覧		土質柱状図	土質柱状図がありましたら頂けませんか？	提供資料No.20「A37110019052、A37110022070～A37110022072、A37110024006、A37110024051」、資料No.33「A37120008094～A37120008097」をご参考ください。 なお、資料No.33 国民宿舎須磨荘図面の図面番号「A37120008094～A37120008097」を改めてスキャンしたものを事前登録者全員に別途提供いたします。(提供資料49「国民宿舎須磨荘 土質形状図(再スキャン)」)
214	公募設置等指針(別紙1) 提供資料一覧		土壌汚染	既存建物にスマスイ動物病院がありますが、土壌汚染対策は不要でしょうか？対策が必要な場合の費用負担は行政側と考えてよいでしょうか？	スマスイ動物病院では提供資料47「須磨海浜水族園 使用薬品等一覧」の化学物質を使用・保管しておりますが、調査の必要の有無については、施主(認定計画提出者)からの土壌汚染対策法第4条に基づく届出を受け、本市環境局が関係法令を所管する部署に土地の履歴を照会し判断します。なお、土壌汚染対策法における必要な対策については、土地所有者である本市の費用負担で実施する予定です。
215	公募設置等指針(別紙1) 提供資料一覧		アスベスト	既存建物はアスベスト含有建材(レベル3)と想定し、レベル1・2はないものと考えてよいでしょうか？	吹き付け材にアスベストが含有しているかどうかについては、平成17年度に神戸市所有施設に対して一斉点検を実施しており、須磨海浜水族園及び国民宿舎須磨荘(シーパル須磨)について、存在しないことを確認しております。その他のアスベストについては、確認しておりません。
216	公募設置等指針(別紙1) 提供資料一覧		埋蔵文化財	事業区域内には埋蔵文化財調査は該当なしと考えてよいでしょうか？	該当なしです。
217	公募設置等指針(別紙1) 提供資料一覧		提供資料CADデータ	事業区域内のレベルが精度高く詳細に示された資料(レベル測量図等)及びdwgデータはございませんでしょうか？	詳しい地盤レベルを調査した資料はありません。施設平面図(原資料はマイラー。TIFFデータの提供可能。)上に地盤レベルが記載されています。また、提供資料8「海浜公園 地下埋設物概略図」の10枚目に記載されている汚水幹線の縦断面図もご参照ください。ただし、古い資料のため現況と誤差がある可能性があります。設計にあたっては、必要な範囲において測量をお願いいたします。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
218	公募設置等指針(別紙1) 提供資料一覧	—	42「基本協定書(案)等」	4月下旬に公表予定の「基本協定書(案)等」に対する質問事項が発生することが想定されますが、同協定書等に対する質問及び回答の機会は別に設けられているという理解でよろしいでしょうか。また、この場合、いつぐらいを想定されているか併せてご教示ください。なお、この場合において、「公募設置等指針(別紙2)リスク分担表」の内容とも多数関係することが想定されることから、同分担表等も質問及び回答の対象としていただくようご配慮願います。	令和元年5月15日(水)に公開した基本協定書(案)等及びリスク分担表に関する質問については、事前登録者全員に周知のうえ、令和元年5月21日(火)17:00まで追加で質問を受け付けました。
219	公募設置等指針(別紙2) リスク分担表		リスク分担表(P.1)	リスク分担表(P.1)に記載がある、解除の場合に記載がある保証金について、現状の金額水準(又は算出方法)の想定をご教示ください。(「基本協定書(案)」に記載される場合は、今回は不要です。)	保証金の考え方、金額については、基本協定書(案)の「第9章 契約保証」に記載のとおりです。また、リスク分担表の保証金についての記述は見直しを行い令和元年5月15日に改訂しておりますので、改めてご確認ください。
220	公募設置等指針(別紙2) リスク分担表		番号2、6	「合理的な理由、合理的範囲内」とは具体的にどのようなケースを想定されていますか	リスク分担 番号2の「合理的な理由」とは、市として対応することが社会情勢への対応や、市民生活を守るために必要と判断した場合などで、客観的にもその変更が必要であると認められるような場合を想定しております。 またリスク分担 番号2の「合理的な範囲を超える」場合については、神戸市工事請負契約約款第28条第4項の規定を準用し、特定公園施設建設・譲渡契約金額の100分の1を超える場合と考えております。 リスク分担 番号6の「計画変更が合理的範囲を超える」とは、提案内容を著しく変更し、公募の公平性が損なわれるような計画変更を想定しております。
221	公募設置等指針(別紙2) リスク分担表 海浜公園 指定管理業務	—	「指定管理施設の個別損傷」 「自然災害その他の事情による など指定管理者の責めに帰すべき 事由がない場合」	「解除の場合の相手方費用・損害の負担」が「市」に「なし」となっています。しかし、指定管理であれば不可抗力リスクは自治体負担になるため、「市」に「あり」、「事業者」に「なし」とするのが合理的かと思われませんが、いかがお考えでしょうか。	市、事業者ともに責はありませんので、相手方の費用・損害負担は双方に発生しません。「市」、「事業者」共に「なし」となります。
222	公募設置等指針(別紙2) リスク分担表 海浜公園 指定管理業務	—	「指定管理事業の停止」 「自然災害その他の事情により特定公園施設の損傷等により指定管理事業の存続が不可能となった場合」	「相手方の費用・損害負担」が「市」に「なし」となっています。しかし、指定管理であれば不可抗力リスクは自治体負担になるため、「市」に「あり」、「事業者」に「なし」とするのが合理的かと思われませんが、いかがお考えでしょうか。	市、事業者ともに責はありませんので、相手方の費用・損害負担は双方に発生しません。「市」、「事業者」共に「なし」となります。


No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
223	公募設置等指針(別紙2)リスク分担表 神戸市立須磨海浜水族園 指定管理業務、神戸市立国民宿舎須磨荘 指定管理業務	—	「施設・設備の個別損傷」「自然災害その他の事情によるなど指定管理者の責めに帰すべき事由がない場合」	「解除の場合の相手方の費用・損害負担」が「市」に「なし」となっています。しかし、指定管理であれば不可抗力リスクは自治体負担になるため、「市」に「あり」、「事業者」に「なし」とするのが合理的かと思われませんが、いかがお考えでしょうか。	市、事業者ともに責はありませんので、相手方の費用・損害負担は双方に発生しません。「市」、「事業者」共に「なし」となります。
224	公募設置等指針(別紙2)リスク分担表 神戸市立須磨海浜水族園 指定管理業務、神戸市立国民宿舎須磨荘 指定管理業務	—	「指定管理事業の停止」「自然災害その他の事情による施設の損傷等により指定管理事業の存続が不可能となった場合」	「相手方の費用・損害負担」が「市」に「なし」となっています。しかし、指定管理であれば不可抗力リスクは自治体負担になるため、「市」に「あり」、「事業者」に「なし」とするのが合理的かと思われませんが、いかがお考えでしょうか。	市、事業者ともに責はありませんので、相手方の費用・損害負担は双方に発生しません。「市」、「事業者」共に「なし」となります。
225	公募設置等指針(別紙2)リスク分担表 神戸市立須磨海浜水族園 指定管理業務、神戸市立国民宿舎須磨荘 指定管理業務、海浜公園 指定管理業務	—	「収入・支出計画とのずれによる指定管理者の収益悪化など」「当該施設等事業にのみ適用される法令の変更(税率変更を除く)あるいは条例の変更などの事情による場合」	「コストの増加あるいは損害の負担」は「市」が「なし」、「事業者」が「あり」となっています。しかし、当該法令変更は、貴市に責がある事由によるため、当該負担を「市」に「あり」、「事業者」に「なし」とするのが合理的かと思われませんが、いかがお考えでしょうか。	ここでいう「当該施設等事業にのみ適用される法令の変更(税率変更を除く)あるいは条例の変更などの事情による場合」は合理的かつ必要な限度において行われるものを想定しており、これは「市の責」ではないと整理しております。
226	公募設置等指針(別紙2)リスク分担表 神戸市立須磨海浜水族園 指定管理業務、神戸市立国民宿舎須磨荘 指定管理業務、海浜公園 指定管理業務	—	「収入・支出計画とのずれによる指定管理者の収益悪化など」「物価変動、金利変動などの経済変動、水道料金等公共料金値上げ、税率変更など市及び指定管理者双方の責めに帰すべき事由が存在しない場合」	「コストの増加あるいは損害の負担」が「市」に「なし」、「事業者」に「あり」となっています。しかし、指定管理であれば当該費用は自治体負担になるため、「市」に「あり」、「事業者」に「なし」とするのが合理的かと思われませんが、いかがお考えでしょうか。	本市指定管理者制度における基本的なリスク分担において、物価・金利の変動は指定管理者の負担とされており、本事業においても同様の取り扱いと整理しております。
227	公募設置等指針(別紙2)リスク分担表 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	—	番号欄1,2,3,5,6,7,8	「解除の場合の相手方費用・損害の負担」として『保証金』について触れていますが、当該保証金の考え方、金額等についてご教示ください。	保証金の考え方、金額については、基本協定書(案)の「第9章 契約保証」に記載のとおりです。また、リスク分担表の保証金についての記述は見直しを行い令和元年5月15日に改訂しておりますので、改めてご確認ください。


No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
228	公募設置等指針(別紙2)リスク分担表 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	-	番号欄2「市に発生した事由により、市が当該施設等の政策を変更する合理的な理由がある場合(事業者の責めに帰すべき事由によるもの及び認定計画提出者に関連しない市議会の判断によるものを除く)」	「コストの自己費用増額負担」は「市」が空欄、「事業者」が「あり」となっています。しかし、特定公園施設に係るもので、かつ貴市に責がある事由によるため、当該負担は「市」に「あり」、「事業者」に「なし」とするのが合理的かと思われませんが、いかがお考えでしょうか。	リスク分担表 番号2(市に発生した事由により、市が当該施設等の政策を変更する合理的な理由がある場合)は本市の責に帰すことができない事由と整理しております。そのため、これにより特定公園施設の整備費用が増加した場合のコストの自己費用増額負担は事業者が「あり」としております。
229	公募設置等指針(別紙2)リスク分担表 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	-	番号欄3「物価変動、金利変動などの経済変動、水道料金等公共料金値上げ、税率変更その他法令変更など、市及び認定計画提出者双方の責めに帰すべき事由が存在しない場合」	「コストの自己費用増額負担」は「市」が空欄、「事業者」が「あり」となっています。しかし、特定公園施設に係るものであるため、当該負担は「市」に「あり」、「事業者」に「なし」とするのが合理的かと思われませんが、いかがお考えでしょうか。	リスク分担表 番号3において、「自己費用の増加等が合理的な範囲を超える」場合とは、神戸市工事請負契約約款第24条又は同約款第28条に定める事由に該当する場合は、同約款の規定を準用し、この範囲を超える場合と考えており、そこまでの「コストの自己費用増額負担」は事業者に行っていただきます。
230	公募設置等指針(別紙2)リスク分担表 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	-	番号欄6「市内部の意思決定あるいは事務手続の遅延など市に帰すべき事由による場合(認定計画提出者の責めに帰すべき事由によるもの及び認定計画提出者に関連しない市議会の判断によるものを除く)」	「変更に伴うコストの自己費用増額負担」は、「市」が空欄、「事業者」が「あり」となっています。しかし、貴市に責がある事由によるため、当該負担は「市」に「あり」、「事業者」に「なし」とするのが合理的かと思われませんが、いかがお考えでしょうか。(なお、番号欄5の「コストの自己費用増額負担」及び「期間延長等に伴う相手方費用及び損害の負担」が「事業者」に「あり」となっているため、番号欄6については、貴市負担と考えるのが合理的と考えるのも理由のひとつです。)	基本協定書(案)において、市の責に帰すべき事由による場合の損害賠償について明記しております。
231	公募設置等指針(別紙2)リスク分担表 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	-	番号欄6「市内部の意思決定あるいは事務手続の遅延など市に帰すべき事由による場合(認定計画提出者の責めに帰すべき事由によるもの及び認定計画提出者に関連しない市議会の判断によるものを除く)」	「変更に伴う相手方費用・損害の負担」は、「市」が「なし」となっています。しかし、貴市に責がある事由によるため、当該負担は「市」に「あり」、「事業者」に「なし」とするのが合理的かと思われませんが、いかがお考えでしょうか。(なお、番号欄5の「コストの自己費用増額負担」及び「期間延長等に伴う相手方費用及び損害の負担」が「事業者」に「あり」となっているため、番号欄6については、貴市負担と考えるのが合理的と考えるのも理由のひとつです。)	基本協定書(案)において、市の責に帰すべき事由による場合の損害賠償について明記しております。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
232	公募設置等指針(別紙2)リスク分担表 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	-	番号欄6「市内部の意思決定あるいは事務手続の遅延など市に帰すべき事由による場合(認定計画提出者の責めに帰すべき事由によるもの及び認定計画提出者に関連しない市議会の判断によるものを除く)」	「解除の場合の相手方費用・損害の負担(保証金の関係)」は、「市」が「負担なし及び保証金返還」となっています。しかし、貴市に責がある事由によるため、当該負担は「市」に「負担あり及び保証金返還」、「事業者」に「なし」とするのが合理的かと思われませんが、いかがお考えでしょうか。(なお、番号欄5の「解除の場合の相手方費用・損害の負担(保証金の関係)」が「事業者」に「負担あり及び保証金没収」となっているため、番号欄6については、貴市負担と考えるのが合理的と考えるのも理由のひとつです。)	基本協定書(案)において、市の責に帰すべき事由による場合の損害賠償について明記しております。
233	公募設置等指針(別紙2)リスク分担表 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	-	番号欄11「市の政策変更あるいは当該施設等事業にのみ適用される条例の変更など市に帰すべき事由による場合」	「解除の場合の相手方費用・損害の負担」は「市」及び「事業者」が「なし」となっています。しかし、貴市に責がある事由によるため、当該負担は「市」に「あり」、「事業者」に「なし」とするのが合理的かと思われませんが、いかがお考えでしょうか。	基本協定書(案)において、市の責に帰すべき事由による場合の損害賠償について明記しております。
234	公募設置等指針(別紙2)リスク分担表 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	-	番号欄12「自然災害その他の事情のうち市及び認定計画提出者双方の責めに帰すべき事由が存在しない事由により特定公園施設が損傷を受けたことの影響による場合」	「復旧に伴う使用制限計画提出及び合理的な範囲内の自己増額費用負担」が「事業者」に「応諾義務及び負担あり」となっています。しかし、特定公園施設の損傷に係るものであるため、「事業者」は「負担なし」とするのが合理的かと思われませんが、いかがお考えでしょうか。	リスク分担表 番号12について、より本市の意図が伝わるように、リスク分担表を令和元年5月15日に改訂いたしました。特定公園施設の損傷によるものであっても、不可抗力等市及び認定計画提出者双方の責めに期すべき事由が存在しない場合であるので、公募対象公園施設の増加費用・損害については、事業者が負担するものと整理いたしました。
235	公募設置等指針(別紙2)リスク分担表 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	-	番号欄14物価変動、金利変動などの経済変動、水道料金等公共料金値上げ、税率変更その他法令変更など、市及び認定計画提出者双方の責めに帰すべき事由が存在しない場合(12、13を除く)」	「コストの増加あるいは損害の負担」は「市」が空欄、「事業者」が「なし」となっています。しかし、公共事業であるため、これらの社会変動リスク等の負担は「市」に「あり」、「事業者」に「なし」とするのが合理的かと思われませんが、いかがお考えでしょうか。	30年間の事業期間において、一定の物価変動、金利変動等は起こりうるものとして事業計画は検討していただくものと考えており、基本協定書(案)第46条に記載のとおり、コストの増加あるいは損害の負担は事業者側のリスクとして整理しております。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
236	公募設置等指針(別紙2)リスク分担表 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	—	番号欄14物価変動、金利変動などの経済変動、水道料金等公共料金値上げ、税率変更その他法令変更など、市及び認定計画提出者双方の責めに帰すべき事由が存在しない場合(12, 13を除く)	コストの増加等が著しく事業計画遂行が困難な場合に事業者が変更計画を提出することになっておりますが、その際に施設の利用料金や指定管理料その他維持管理運営費の変更を申請できるという理解でよろしいでしょうか。	生じた事象への対応として合理的と認められる場合には、公募対象公園施設の利用料金の変更も変更計画に該当します。なお、特定公園施設の管理運営における物価変動、金利変動等の取り扱いについては、「リスク分担表(別紙2)海浜公園 指定管理業務」をご参照ください。
237	公募設置等指針(別紙2)リスク分担表 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業		「各事象あるいは事故」で「コストの自己費用増額負担」が発生する場合	各項目で記載されている事業者に「コストの自己費用増額負担あり」のケースで、事業者に帰すべき事由がなく、各事象あるいは事故が発生した場合、基本的に貴市とご協議の上、該当する計画内容を変更できる、計画変更を承認頂ける、と考えて宜しいでしょうか？	リスク分担表(令和元年5月15日改訂)に記載のとおり、事業者の責によらず、コストの自己費用増額負担を事業者が行う場合において、自己費用の増加等が著しく、当初の事業計画遂行が困難な場合は、事業者から事業変更計画の提出いただき、本市は提出された内容を確認したうえで、承認・不承認を判断いたします。
238	公募設置等指針(別紙2)リスク分担表 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業		番号欄4「認定計画提出者の責めに帰すべき事由が存在しない場合を含む」	認定計画提出者の責めに帰すべき事由が存在しない場合の住民等への対応及び増加費用負担は市の負担として頂くようお願いいたします。	基本協定書(案)第11条に記載のとおり、合理的に要求される範囲の対応は事業者の責任と費用負担において実施していただきます。
239	公募設置等指針(別紙3)リスク分担表 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	—	番号欄11「市の政策変更あるいは当該施設等事業にのみ適用される条例の変更など市に帰すべき事由による場合」	「コストの増加あるいは自己の損害の負担」は「市」が空欄、「事業者」が「あり」となっています。しかし、貴市に責がある事由によるため、当該負担は「市」に「あり」、「事業者」に「なし」とするのが合理的かと思われませんが、いかがお考えでしょうか。	リスク分担表 番号11について、より本市の意図が伝わるように、リスク分担表を令和元年5月15日に改訂いたしました。ここでいう「市の政策変更あるいは当該施設等事業にのみ適用される条例の変更等」は「合理的かつ必要な限度において行われるものに限る」としており、これは「市の責」ではないと整理しており、ご質問のリスク分担の修正はいたしません。なお、基本協定書(案)において、「甲(市)の責」の場合については、甲(本市)が増加費用を負担するとしております。
240	公募設置等計画作成要領	1		「副本は、会社名、ロゴマークなど、応募者又は協力者が特定できる表現を削除すること。」とありますが、応募者または協力者が特定できない表現をする場合は削除しなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。例えば、A社、B社、C社…、と表現し、正本には応募者または協力者が特定できるリストを付す、ということを想定しています。	ご理解の通りです。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
241	公募設置等計画作成要領	2	A 3. 事業全体の実施体制	3. 事業全体の実施体制、4. 事業の推進体制の記載事項の違いについてご教示をお願いします。 3. は応募グループの構成や関係を示し、4. はもう少し詳細な統括責任者や技術者の個人名を示すということでしょうか？	「2. 事業全体の実施体制(全体の体制)」は構成団体や協力者等との関係、役割を示し、「3. 事業の推進体制」及び「4. 事業の運営体制」はより詳細な統括責任者や技術者、職能者の個人名や役割、役職を示すものをご理解ください。
242	公募設置等計画作成要領	4	C:1.事業の全体像について	東西方向の立面図とは南立面図、北立面図のことでしょうか？	ご理解の通りです。
243	公募設置等計画作成要領	4	C:1.事業の全体像について	公園面積に対する建ぺい率の分母は、公募設置等指針P1の139,545m ² (供用面積)という理解でよろしいでしょうか？	ご質問の通りです。
244	公募設置等計画作成要領	6	E4	須磨海釣り公園は現在休園中ですが、再オープン予定等ありましたらご教示ください。	再開を目標に調整を進めておりますが、再開時期については未定です。
245	公募設置等計画作成要領			提案書全体での項目の順序の入れ替えは可能でしょうか。	提案項目が欠如しない範囲内において可能ですが、記載項目が分かるように配慮してください。
246	公募設置等計画作成要領		F.特定公園施設について 1.(4)② 松の保全・育成方針	松の本数、保全割合を示すようになっていますが、松の位置が正確に示された図面データが必要です。 CADデータを提供いただきたい。 追加資料の「01_海浜公園 事業区域図.dwg」と「16_海浜公園 樹木(マツ)位置図.pdf」では現況ベースが異なります。	CADデータを提供します。(提供資料56「海浜公園 樹木(マツ)位置図(CAD版)」)(松の位置は、測量の上、正確に標記しているわけではありません。) 「16_海浜公園 樹木(マツ)位置図.pdf」のベース図が古く、現状と合っていない部分があります。
247	様式3-2		登録グループ構成員	位置付けに記載されている、「その他」とはどのような役割を想定されておりますでしょうか。	構成団体や協力者となる予定はないが、提案書等作成にあたり対話への参加が必要であると、代表して応募登録を申し出る法人が認める者がいる場合には、「その他」の位置付けとしてご登録ください。なお、この場合の「その他()」の括弧書き内には、提案書等作成にあたっての役割等を参考にご記入ください。
248	様式4-3別紙		役員一覧	取締役だけでなく、執行役員まですべて必要でしょうか。	役職の名称を問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を指します。役員に該当するかどうかについての判断は、各法人における状況を踏まえて判断してください。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
249	様式4-3別紙		役員一覧	すべての役員について、個人住所が必要でしょうか。	役員に該当する者については全員、個人住所が必要となります。
250	様式4-4B		委任状(応募グループ用)	協力者も提出する必要がありますか。	協力者については提出の必要はありません。
251	様式5-1~6			収支計画について自由に項目を追加してもよろしいでしょうか？	追加していただいても構いません。
252	様式5-4 水族館・宿泊施設		エ 宿泊施設の支出	「指定管理 市への納付金」とは、シーパルの指定管理引継ぎ期間を想定した項目で、新築の宿泊施設の場合は該当しないという理解でよろしいですか。	市への納付金は「国民宿舎須磨荘(シーパル須磨)」として運営する期間がある場合についての提案であり、新築、改築に関わらず国民宿舎としての供用終了後については、提案不要です。
253	様式5-4 水族館・宿泊施設		イ 水族館の支出 エ 宿泊施設の支出	イ、エの各支出項目に「魅力向上のための投資」とありますが、設備などバックヤードは対象ではなく、お客様スペースに関わるもののみが対象ということでしょうか。	水族園利用者の利便向上、さらなる誘客などにつながる投資であれば必ずしも一般利用者スペースに限られたものではありませんが、設備投資がどのように魅力向上へつながるのかを客観的にご説明いただく必要があると考えられます。
254	様式5-4 水族館・宿泊施設		イ 水族館の支出 エ 宿泊施設の支出	区分項目に原材料費がありませんが、項目を追加してもよろしいでしょうか。	追加していただいても構いません。
255	様式5-4 水族館・宿泊施設		イ 水族館の支出 エ 宿泊施設の支出	初期投資や償却費の項目がありませんが、追加してもよろしいでしょうか。	追加していただいても構いません。
256	提供資料01			国道2号線沿いの歩道橋付近(添付写真)における事業区域境界線は石垣の外側で間違いないでしょうか。	歩道上の縁石の南側までが公園区域です。
257	提供資料02			また、上記に関連して雨水の流域及び排水先の分かる資料をご提示ください	提供資料52「須磨海岸東側 雨水幹線図」及び提供資料54「海浜公園周辺 現況排水区域図」をご参照ください。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
258	提供資料02 提供資料03		海浜公園 施設平面図	開示された「施設平面図」は、CADデータでの提供は可能でしょうか。または、存在すれば現況測量図(CADデータ)の提供は可能でしょうか。	施設平面図、測量図ともにCADデータは存在しません。TIFFデータの提供(提供資料60「管理図面一式」内「施設平面図」、「丈量図」)、あるいはマイラー図面の貸し出しは可能です。必要な場合は、建設局公園部整備課に随時お申し出ください。(ただし平成2年当時となり、現況と一部異なります。)
259	提供資料02. 03			海浜公園施設平面図のCADデータを提供いただくことは可能でしょうか。	CADデータは存在しません。TIFFデータの提供(提供資料60「管理図面一式」内「施設平面図」)、あるいはマイラー図面の貸し出しは可能です。必要な場合は、建設局公園部整備課に随時お申し出ください。(ただし平成2年当時となり、現況と一部異なります。)
260	提供資料02ほか			海側や多目的広場に公園内用の側溝や雨水管、建築図面に雨水施設が見受けられますが、その他の敷地(その他広場、水族園海側等)の排水施設が記載されていません。その箇所の雨水はどのように排水されていますか	当市で把握している埋設物について表記した図面を提供します。(提供資料57「海浜公園 地下埋設物概略図(No.8更新版)」(※5月末日までに提供予定)および提供資料58「海浜公園 須磨分流室(撤去工事)オフセット図」参照)ただし、記載されていない構造物も存在すると思われるため、施工にあたっては、周辺のマンホールを確認するなど、再度現地調査を行ってください。
261	提供資料05			国道2号線沿いの石垣が2種類ございます。どちらも旧住友邸の遺構として、保存が必要となるものでしょうか。	画像左側部分の背の低い石垣は遺構ではありません。
262	提供資料05			浜側石垣遺構には、2種類ございますが、石積みのは保存し、コンクリート製のもの(写真のものは)は撤去しても良いでしょうか。	ご指摘の通りコンクリート製の物は遺構には含まれませんので、撤去可能です。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
263	提供資料05			浜側石垣遺構沿いにある台座は、旧住友邸の遺構の一部として、現況位置保存もしくは移設が必要となるのでしょうか。	その通りです。
264	提供資料06			④中央トイレ(現地説明会「海浜公園ルート図」)付近にある左写真の石のオブジェは、「撤去可」でしょうか「撤去不可・移設可」でしょうか。	昭和53年神戸須磨離宮公園現代彫刻展の大賞受賞作品。「撤去不可・移設不可」と考えております。
265	提供資料06			J慰霊碑・記念碑は、「在原行平ゆかりの地」の石碑を示していますが、Wトイレの西側にモニュメント石碑が設置されています。この石碑の位置づけを教えてください。	53年神戸須磨離宮公園現代彫刻展の大賞受賞作品。「撤去不可・移設不可」と考えております。
266	提供資料06			既設物件の一覧のうち、面積が記載されていないものについて、面積をお示しいただけないでしょうか。	空欄部分の実数は不明です。概数値については、図面上で測定してください。
267	提供資料06 提供資料07			旧住友邸入口近くの歩道沿い生垣にめり込んでいる地蔵堂は、市の既存物件一覧表には無いのですが、撤去もしくは移設可能でしょうか。	古くから公園内に設置されていたものと思われます。所有者不明のため、撤去は困難です。張り紙等による周知を行ったうえで、近傍への移設は可能と考えています。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
268	提供資料06 提供資料07			旧住友邸入口付近の単車置き場のちょっと立ち上がった部分のマンホール2つは、下にタンク等があるのでしょうか。	当該部分にはかつて雨水幹線の分流室がありました。地上から1mの高さまで撤去しています。四角い蓋の下には雨水渠(南北に通っている)、丸い蓋の下には公衆便所からつながる污水管が通っています。(提供資料58「海浜公園 須磨分流室(撤去工事)オフセット図」参照)
269	提供資料06 提供資料07			旧住友邸門柱付近の単車置き場のちょっと立ち上がった部分のマンホール2つを切り下げるのは可能でしょうか。	平成16年度までは切り下げられていたため、舗装レベルまで切り下げることが可能です。
270	提供資料06 提供資料07			旧和田岬灯台周りの舗装やファニチャーやサインは全て撤去可能でよろしいでしょうか。	旧和田岬灯台に係るサインは、撤去は不可、近傍での移設は可能です。その他の公園施設については、撤去可能です。
271	提供資料06 提供資料07			東側駐車場には、業務用車両入口がございますが、何の業務でどの程度の頻度で使用されていますでしょうか。	駐車場出入車両が滞留した場合の業務車両の出入りを想定した出入口ですが、実際に使用した記録はありません。
272	提供資料06 提供資料07			海側事業区域境界の現水族館の取水ルート付近にある写真の扉はどのような用途で使用されているのでしょうか。	現在、海の家部材倉庫として利用されていますが、相手方に当該門扉及び資材の撤去させる予定です。
273	提供資料06 提供資料07			海側事業区域境界の現水族館の取水ルート付近にある写真の扉は撤去してもよいのでしょうか。	現在、海の家部材倉庫として利用されていますが、相手方に当該門扉及び資材の撤去させる予定です。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
274	提供資料06 提供資料07			既存物件には、神戸牛の原型は撤去不可・移設可となっておりますが、周りの石碑は撤去可能でしょうか。	神戸牛の原型と同様に、「撤去不可・移設可」として取り扱ってください。
275	提供資料06 提供資料07			例えば神戸牛の原型などのモニュメントで撤去不可・移設可となっているものに関して、移設する場合、公園内であればどこでもよいでしょうか。	提案内容及び協議によりますが、基本的には現在の場所の近傍が望ましいと考えます。
276	提供資料06 提供資料07			既存の案内・掲示板は、電子掲示板などによって代えた場合、特定公園施設の整備補助対象となりますでしょうか？	原則的に維持管理費が高額なものは望ましくないと考えていますが、整備内容によっては協議可能です。
277	提供資料07			敷地内に設置されている雨水幹線それぞれで流域が設定されていますか。されている場合はその流域を教えてください。	提供資料54「海浜公園周辺 現況排水区域図」をご参照ください。
278	提供資料07			雨水及び汚水の排水先の指定はありますか。また各雨水、汚水幹線の流量計算書を提示いただけますか	雨水は、雨水幹線の流域に変更が生じないよう、原則として既設雨水取付管に排水してください。 また、汚水は、原則として既設接続ますに接続してください。 なお詳細については、公募設置等予定者の選定後、下水道管理者と別途協議を行ってください。
279	提供資料07			敷地内に設置されている雨水幹線へ雨水排水する際に接続高さの条件はありますか。	原則、既存の雨水取付管を使用するしてください。 また、神戸市下水道設計標準図(市HP)に基づき、設計を行ってください。 URL 【 http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/waterworks/sewage/gesuidosek/keihyojunzu.html 】

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
280	提供資料08			事業区域内に埋設物に関して、例えば下水管は一部のものしかございません。全ての埋設物に関して、位置関係がわかる平面図や縦断図などを開示いただけませんかでしょうか。	当市で把握している埋設物について、追加把握できたものも含めて表記した図面を提供します。(提供資料57「海浜公園 地下埋設物概略図(No.8更新版)」(5月末日までに提供予定)および提供資料58「海浜公園 須磨分流室(撤去工事)オフセット図」参照)ただし、記載されていない構造物も存在すると思われるため、施工にあたっては、周辺のマンホールを確認するなど、再度現地調査を行ってください。
281	提供資料08			海側に東西方向に雨水幹線が入っているように見受けられますが、この雨水幹線の資料を頂けませんか。また、その雨水幹線から海へ排水されているのですか。	提供資料52「須磨海岸東側 雨水幹線図」をご参照ください。
282	提供資料09			ガス管の移設時期を教えてください	事業者決定後、認定計画に基づく工事スケジュールと調整しながら決定します。
283	提供資料11	3	2(4) イベント等の実施による公園の活性化及び魅力向上	本公園内で神戸市様もしくは地域団体等で主催、共催する定例イベント及びその取扱いについて(許可等)配慮等必要なものがあればご教示ください。(例: 花火大会など毎年恒例なものなど)	運動会、マラソン大会等、提供資料18「海浜公園 行為許可実績」に示す行事のほか、地元が毎日実施しているラジオ体操を定例的なイベントとして認識しています。
284	提供資料11	3	2(4) イベント等の実施による公園の活性化及び魅力向上	本公園で今までに近隣住民とトラブルになったイベント等がございましたら、その理由と共にご教示ください。	近年は大きな苦情はありませんが、過去、大規模な楽器の演奏等騒音による苦情が出たことがあります。日常管理の中では、夜間の花火の苦情が寄せられます。
285	提供資料11	6	②修繕費	甲とは市でしょうか？	その通りです。
286	提供資料11	11	10その他(1) 市政への協力	現時点の友好姉妹都市をご教示願います。	シアトル(アメリカ)、マルセイユ(フランス)、リオ・デ・ジャネイロ(ブラジル)、天津(中国)、リガ(ラトヴィア)、ブリスベン(オーストラリア)、バルセロナ(スペイン)、仁川(韓国)です。 参考URL 【 http://www.city.kobe.lg.jp/culture/international/sister/index.html 】

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
287	提供資料11	17	海浜公園維持管理仕様書 年間維持管理表(参考) 花壇植付・管理	本公園内の現在の花壇と定義する場所について詳細をご教示ください。(国道2号線沿い歩道上の花鉢など管理者不明なものあり)	委託管理者の自主管理により適宜花壇の増減をしているため、詳細は把握できていません。第1駐車場ゲート付近(出入口共)、水族園周りに合計約30㎡の花壇があります。水族園敷地内、国道2号線歩道上の花鉢は公園管理区域ではありません。
288	提供資料11	17	2園地管理業務(1)留意事項③	現状の管理水準とはP21の年間維持管理表(参考)程度でしょうか?夏季のトイレの清掃頻度等、季節要因で変更している内容があれば参考までに開示願います。	7~9月は毎日、その他は3回/週の頻度で実施しています。
289	提供資料11	17	(2)植栽維持管理業務	②芝生地管理について、現状、芝生地があれば位置・範囲等を開示願います。	別紙例示のとおりです。
290	提供資料11	18	⑩松の手入れ	作業箇所120本の選定理由を開示願います。	別紙例示のとおりです。
291	提供資料11	20	⑧警備・駐車場管理業務	現状の夜間の警備体制・状況について、季節要因含め開示願います。	現在の夜間の警備体制(公園内警備)は、海水浴シーズンの土日祝(盆時期は休日扱い、平成30年度は20日間)に終夜2名(内、1名は交代要員)を配置しています。概ね1時間おきに園内を巡回し、主に花火の注意を行っています。
292	提供資料11	20	報告・検査等2. 検査 (1)	検査表の参考例を開示願います。	別紙例示のとおりです。(提供資料59「海浜公園 検査表参考例」)
293	提供資料11	20	報告・検査等2. 検査 (1)	検査表の参考例を開示願います。	別紙例示のとおりです。(提供資料59「海浜公園 検査表参考例」)
294	提供資料11			(参考)ではない正式な仕様書の開示時期をお知らせ願います。	指定管理に係る正式な協議時期になります。(指定管理に関する基本協定締結期限日は基本協定書に定めることになります。)
295	提供資料12	4	(3)自主事業、目的外使用許可等の現在の状況	売店、レストラン等とありますが、レストランに伴う厨房などの面積は含まれますか。	厨房面積も含まれます。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
296	提供資料12	6	(7) 自主事業に関すること	目的外使用許可を受け使用料を納めるとありますが、使用料の計算根拠とは使用面積でしょうか。	使用面積と使用日数により算定します。算出方法は、基本的に神戸市公有財産規則第28条によります。
297	提供資料12	6	(7) 自主事業に関すること	目的外使用料の算出単価をご教示願います。	算出方法は神戸市公有財産規則第28条をご参照ください。 平成30年度の諸条件を前提に1㎡あたりの月額を以下に記載します。 ①本館 1,263円、②和楽館 1,463円、③アマゾン館 4,628円、④ラッコ館 2,514円、⑤イルカライブ館 1,940円、⑥ペンギン館 1,202円、⑦さかなライブ館 2,445円
298	提供資料12	8	(2) 修繕費	「本市の予算の範囲内で市が負担」とありますが、予算はおおよそ前年並みの年間4000万円程度でしょうか。	平成31年度についても同額となっておりますが、施設の状況や修繕を要する箇所の程度を踏まえ、議会の議決を得て予算化されるものであり、今後も同額の予算が保証されるものではありません。
299	提供資料12	10	(5) 履行保証等	保証金を納付する場合の、支払期日はいつでしょうか。	議会の議決を得て指定管理者としての指定が確定し、指定管理に関する協定書を締結した後、速やかにご納付いただきます。
300	提供資料12	14	(7) 物品の管理等	現指定管理者が行っている、引継ぎされないリース契約の物品一覧を開示いただけますでしょうか。	【レンタル物品】コピー複合機(4台)、AED(1台) 【リース物品】電解水精製装置 (参考: No.63)
301	提供資料16		海浜公園 樹木(マツ)位置図	開示された「樹木(マツ)位置図」は、CADデータでの提供は可能でしょうか。	可能です。(提供資料(提供資料56「海浜公園 樹木(マツ)位置図(CAD版)」))
302	提供資料16			マツ位置図のCADデータを提供いただけないでしょうか。	提供資料56「海浜公園 樹木(マツ)位置図(CAD版)」をご参照ください。
303	提供資料21			各生物の飼育場所(本館、世界のさかな館、など)別に仕分けたりリストをいただけますでしょうか。	提供資料48「須磨海浜水族園 飼育生物リスト(飼育場所分類版)」をご確認ください。

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
304	提供資料25			年間入場者の来園手段内訳(乗用車、電車、観光バス、路線バスなど)ができれば月別でわかる資料がありましたらいただけますでしょうか。	月別でわかる資料はありません。 平成28年1月14日～3月6日の間に実施した水族園利用者アンケート結果(提供資料No.31)P.3の【問3 交通手段】をご参照ください。
305	提供資料26			飲食にかかる原価の計上がないようですが、飲食については外注で、賃料または売上歩合見合いの収入が上がっているため原価計上がない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、売上歩合見合いの収入が記載されております。
306	提供資料39			駐車場収入の実績は税抜でしょうか？税込でしょうか？	税込みです。
307	提供資料40			駐車場収入の実績は税抜でしょうか？税込でしょうか？	税込みです。
308	現地説明会		現地	現地説明会時にご説明のあったラジオ体操のための台及び倉庫について、地元町内会等当該施設を使用する団体との取り決めは存在しますでしょうか？(されていない場合、当該施設はどのように運用がなされていますでしょうか？)	取り決めはされていません。倉庫については、地元ボランティアの清掃用具等が収納されており、取り扱いについては協議が必要です。台の取り扱いについても同様です。
309	現地説明会		シーパル須磨現地	シーパル須磨現地内覧ルート上で保管が確認された「(仮称)新須磨荘新築工事地質調査」についてはどこかの段階で開示はなされますでしょうか？	調査の際に採取した標本は、ご質問のとおり保管されておりますが、調査報告書自体は現存しません。なお、参考として資料No.33 国民宿舍須磨荘図面の図面番号「A37120008094～A37120008097」を改めてスキャンしたものを事前登録者全員に別途提供いたします。(提供資料49「国民宿舍須磨荘 土質形状図(再スキャン)」)
310	現場説明会		管理範囲について	現在の水族園と海浜公園の植栽管理境界をご教示ください。 ①ネットフェンス ②植栽帯縁石 ③その他 西側～南側～東側の境界です。	水族園周りのフェンス沿い外側の植栽帯の縁石までが水族園の区域となります。
311	その他		都市公園の事業認可変更について	今回の再整備内容に対して都市公園の事業認可の変更を行いますか。	行いません。(手続き不要です。)

No.	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
312	その他		洪水調整施設について	今回の再整備に伴う洪水調整池は、現況流域ごとの雨水流出量が増加しなければ必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	敷地内雨水排水を目的とした雨水抑制施設の設置は必要ありません。ただし、接続する雨水幹線に流域変更が生じないようにしてください。
313	その他			「現状の須磨水族館の来館商圏割合をご教示お願いします。(市内 %、関西圏内 %など)」	平成28年1月14日～3月6日の間に実施した水族園利用者アンケート結果(提供資料No.31)の【問1 居住地】をご参照ください。
314	その他			雨水抑制施設(調整池等)の設置有無についてどのような判断になりますか。	敷地内雨水排水を目的とした雨水抑制施設の設置は必要ありません。ただし、接続する雨水幹線に流域変更が生じないようにしてください。
315	その他			土壤汚染対策法第4条の届出が必要になると考えられますが、届出提出した場合にどのような回答が提示されるのか確認されていますか。確認されている場合、どのような回答が提示されますか。	土壤汚染対策法における調査の必要の有無については、施主(認定計画提出者)からの土壤汚染対策法第4条に基づく届出を受け、本市環境局が関係法令を所管する部署に土地の履歴を照会し判断するものであり、現時点でどのような回答が提示されるかは確認していません。
316	その他			本土地で地歴調査をされていますか。調査されていたら情報提示していただけますか。	事業区域の地歴調査は実施していません。
317	その他			廃棄物等埋設物や汚染土等が判明した場合、その処分等の費用負担は貴市で行うと考えてよろしいですか。	土壤汚染対策法における必要な対策については、土地所有者である本市の費用負担で実施する予定ですが、それ以外の対策については、基本協定書(案)第11条に記載のとおり、合理的な範囲内の対策については、事業者の責任と費用負担において実施していただきます。
318	その他			水族館、シーパルにおいて、油を使用する施設の稼働が確認されていますが、本事業において、油による土壤汚染が判明した場合は、その処分費用等の費用負担も含めて貴市で対応いただけると考えてよろしいですか。	土壤汚染対策法における必要な対策については、土地所有者である本市の費用負担で実施する予定ですが、それ以外の対策については、基本協定書(案)第11条に記載のとおり、合理的な範囲内の対策については、事業者の責任と費用負担において実施していただきます。
319	その他			対象地は海岸部分となりますが、一般的に湾岸地は自然的な原因による土壤汚染が確認されやすいことが知られており、建設残土を場外処分する際に阻害要素となる場合があります。通常の建設残土として処分が難しい場合は、処分等の費用負担も含めて貴市でご対応いただけるものと考えてよろしいですか。	土壤汚染対策法における必要な対策については、土地所有者である本市の費用負担で実施する予定ですが、それ以外の対策については、基本協定書(案)第11条に記載のとおり、合理的な範囲内の対策については、事業者の責任と費用負担において実施していただきます。